

1. 令和7年第1回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

令和7年2月26日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 令和7年度施政方針について
- 日程4 議案第1号 専決処分した事件の承認について（令和6年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））
- 日程5 議案第2号 専決処分した事件の承認について（令和6年度郡上市一般会計補正予算（専決第3号））
- 日程6 議案第3号 郡上市教育長の任命同意について
- 日程7 議案第4号 郡上市教育委員会委員の任命同意について
- 日程8 議案第5号 郡上市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程9 議案第6号 郡上市総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第7号 郡上市郡上八幡 町屋敷越前屋の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程11 議案第8号 郡上市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第9号 郡上市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第10号 郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第11号 郡上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第12号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第13号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第14号 郡上市税条例及び郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第15号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程19 議案第16号 郡上市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程20 議案第17号 郡上市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程21 議案第18号 郡上市温泉スタンドの設置及び管理運営に関する条例の廃止について
- 日程22 議案第19号 郡上市温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

いて

- 日程23 議案第20号 郡上市郡上八幡博覧館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程24 議案第21号 郡上市郡上八幡サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程25 議案第22号 郡上市郡上八幡旧庁舎記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程26 議案第23号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程27 議案第24号 郡上市和良運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程28 議案第25号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程29 議案第26号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程30 議案第27号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程31 議案第28号 郡上市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程32 議案第29号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程33 議案第30号 郡上市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程34 議案第31号 郡上市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程35 議案第32号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程36 議案第33号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程37 議案第34号 郡上市高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程38 議案第35号 郡上市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程39 議案第36号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程40 議案第37号 郡上市公民館条例の一部を改正する条例について

- 日程41 議案第38号 郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程42 議案第39号 令和6年度郡上市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程43 議案第40号 令和6年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程44 議案第41号 令和6年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程45 議案第42号 令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程46 議案第43号 令和6年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程47 議案第44号 令和6年度郡上市財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 日程48 議案第45号 令和6年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）について
- 日程49 議案第46号 令和7年度郡上市一般会計予算について
- 日程50 議案第47号 令和7年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程51 議案第48号 令和7年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程52 議案第49号 令和7年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程53 議案第50号 令和7年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程54 議案第51号 令和7年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程55 議案第52号 令和7年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程56 議案第53号 令和7年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程57 議案第54号 令和7年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について
- 日程58 議案第55号 令和7年度郡上市財産区特別会計予算について
- 日程59 議案第56号 令和7年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程60 議案第57号 令和7年度郡上市下水道事業会計予算について
- 日程61 議案第58号 令和7年度郡上市病院事業会計予算について
- 日程62 議案第59号 郡上市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程63 議案第60号 辺地総合整備計画の策定について
- 日程64 議案第61号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程65 議案第62号 財産の取得及び処分の変更について（家畜保護施設）
- 日程66 議案第63号 工事請負契約の締結について（林道川干線施設災害復旧工事）
- 日程67 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程68 議報告第1号 諸般の報告について（議員派遣の報告）
- 日程69 議報告第2号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）
- 日程70 議報告第3号 諸般の報告について（定期監査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1 番	北 山 浩 樹	2 番	大 坪 隆 成
3 番	有 井 弥 生	4 番	和 田 樹 典
5 番	みずの ま り	6 番	蓑 島 正 人
7 番	池 田 源 則	8 番	池 戸 郁 夫
9 番	山 田 智 志	10 番	本 田 教 治
11 番	長 岡 文 男	12 番	田 代 まさよ
13 番	田 中 義 久	14 番	蓑 島 もとみ
15 番	森 藤 文 男	16 番	原 喜与美
17 番	野 田 かつひこ	18 番	清 水 敏 夫

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 川 弘 保	副 市 長	置 田 優 一
副 市 長	乾 松 幸	教 育 長	熊 田 一 泰
市長公室長	河 合 保 隆	総 務 部 長	加 藤 光 俊
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	田 代 吉 広
商工観光部長	粥 川 徹	建 設 部 長	三 輪 幸 司
環境水道部長	遠 藤 貴 広	郡上偕楽園長	成 瀬 敦 子
教 育 次 長	長 尾 実	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	兼 山 幸 泰	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	蓑 島 康 史	代表監査委員	神 谷 公 眞
監査委員事務局長	齋 藤 貴 代		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋 藤 貴 代	議会事務局 議会総務課長	野 田 知 孝
--------	---------	-----------------	---------

議 会 事 務 局
議 会 総 務 課
係 長

三 島 栄 志

◎開会及び開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員の皆さまにおかれましては、大変多用なところを御出席をいただきましてありがとうございます。お疲れさまです。

ただいまから、令和7年第1回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程につきましては、お手元に配付しましたので、お願いをいたします。

ここで皆さまにお願いを申し上げます。毎回申し上げておりますが、議事の進行等に差し支えがありますので、携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードにさせていただきますよう、よろしくをお願いをいたします。

なお、本日は市の広報掲載及び報道のため撮影を許可しておりますので、よろしくをお願いをいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には9番 山田智志議員、11番 長岡文男議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森藤文男） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程につきましては、去る2月19日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日2月26日から3月24日までの27日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日2月26日から3月24日までの27日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

神谷代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただき、誠にありがとうございます。

◎令和7年度施政方針について

○議長（森藤文男） 日程3、令和7年度施政方針についてを議題といたします。

山川市長、お願いをいたします。

山川市長。

○市長（山川弘保） 本日、令和7年第1回郡上市議会定例会を招集しましたところ、議員各位には御参集いただき誠にありがとうございます。

今定例会の開会に当たり、御審議いただきます諸議案の説明に先立ち、市政運営の基本的な考え方と、新年度当初予算の編成方針、またこの予算に盛り込みました主要な施策や事業等について御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様方の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

初めに、市政運営の基本方針について御説明申し上げます。

80年前、我が国は終戦を迎え、さきの大戦で破壊され、荒廃した国土を復興すべくスタートラインに立ちました。国民は豊かになろうと、朝早くから深夜に至るまで必死に働きました。

その結果、平和が訪れ、生活レベルも上がってきたため、第一次ベビーブームとなり、日本の人口は爆発的に増えることとなりました。そして、多くの中学卒業生が地方から大都会へと送り出され、金の卵ともてはやされました。

こういった多くの人口を支えるために、都市間を結ぶ高速道路や新幹線、飛行場などのインフラが整備され、国民の支え合いによる健康保険制度が創設され、高度医療を提供する大病院が幾つも開設されることとなりました。

生活用水としての山水は、蛇口をひねればいつでも清潔な水が出る上水道となり、くみ取式便所は水洗トイレとなったのです。

こういった戦後システムは、右肩上がりの経済と増加する労働人口によって支えられてきましたが、社会構造が大きく変化するに伴い、国民は政府からの補助金、交付金の生活に慣れてしまい、問題と対峙したときに自分たちで考えることをやめて、すぐに政府や地方自治体などの行政府に依存する傾向が強くなってしまったのではないのでしょうか。

郡上市は昨年3月に合併から20年を迎えました。7つの町村が一つになり、約4万9,000人の新しいふるさとが誕生したとき、誰もが未来の郡上に期待したことでしょう。

それが20年で約4分の1の人口が減少し、約3万8,000人となっています。また、人口構成も変化し、多くの団塊世代の方々が後期高齢者となる一方で、社会を担い、中核となる生産年齢人口は減少しています。

とりわけ、郡上市の将来を背負って立っていかなければならない若い世代の人口は激減し、昨年、郡上で生まれた子どもは151人でした。

こうした状況の中で、今後の郡上市を支えていくには一体どうしたらいいのでしょうか。私はこう

考えます。年配の皆様には健康に十分御留意いただき、医療費の抑制に努めていただくことが重要です。

また、元気なアクティブシニアの皆様には、現役世代を助けて社会を支えていただきたいと思います。

若い皆様は、多くの年配の世代が一生懸命働いて、このふるさと郡上を作ってきてくださったことに感謝の念を持ち、これからも敬い、大切にしていってください。

男女共同参画社会の中で、性別による隔てなく一人一人が大切な自分であると認識するとともに、郡上を支える重要な一人であることを自覚していただき、各分野で活躍していただくことを期待いたします。

このように、世代や性別に関わらず、市民全員の協力なくして今後の郡上市の再生はないと思います。

私は昨年4月に、郡上市長を拝命し、未来に向けた郡上市づくりに取り組ませていただいています。この間、副市長2人体制によるトップマネジメントの強化、私の思いを込めたおむつのサブスクリプションに関わる事業など、関係条例の改正や補正予算をお認めいただきました。とりわけ、副市長2人体制については、現在、両副市長で管轄する事業を分担し、各部署からの課題に迅速に対応するとともに、今回の予算編成をはじめ、重要な事項は市長、両副市長で常に情報と判断を共有し、意思決定のスピードを早めており、有効に機能しています。

一方、既決予算であった偕楽園の新築移転、美並の工業団地造成、そして、ごみ処理施設であるクリーンセンターなどの大事業については、郡上の将来にとって大きな足かせになるとの考えから、方針見直しのための予算凍結を断行させていただいたところです。

これらは、議会に対しても、これまでの経過を全てお話して、これまでの決定プロセスの中で十分説明しきれていなかったこともおわびした次第です。

こういった1年を経験して、さきの選挙の際に皆様にお話してきた現場主義を実践するために、高校へ出かけたり健康体操の現場に伺ったりするなど、多くの市民の皆様とタウンミーティングを行ってまいりました。計26回、534人の方々と事前に質問を出していただくこともせず、回答を用意することなく、シナリオなしの話合いを行ったところです。

そして、話合いを重ねる中で、令和7年度の予算編成に当たって、この20年間の総点検を行い、ゼロベースに戻す作業、つまりリセットをする必要があると考えました。

合併前の町村時代に始まり、その後も、効果の検証結果を見直しに反映していない事業はないか。周期を決めることなく拡大の一途をたどった事業はないか。人口減少が起こっている中、本当に既存の事業を継続することが可能なのか。もっと効果のある事業への転換はできないのかということに思いを巡らしました。

このような考えを根底に置きながら、私は、「命を守る、郡上をまもる、若者の未来を守る」を市政運営の基本方針とし、郡上市の持続可能な発展を推進していきます。

特に、若者人口が減少している状況を食い止め、次の郡上市を託す若い世代から支持していただける郡上市につながる施策を推進し、消滅可能性自治体からの脱却に向けて挑戦していきます。

続きまして、予算編成方針について御説明申し上げます。

現在、郡上市には災害などの不測の事態や年度間の財源の不均衡に備えるための貯金に相当する財政調整基金がありますが、今回の大雪に伴う除雪経費の増大により、約4億7,000万円となる見込みです。

合併後、一番多かったときには約43億円ありましたが、減少の一途をたどり、私が市長を拝命した約1年前には15億円となっており、その他の特別目的でためていた基金も現在は大きく減少しています。

また、皆様の命を守る医療機関である2つの公立病院は、年間に10億円を超える資金不足となっており、今後の資金繰りはもう待ったなしの状態です。

このような財政状況を考慮し、12億7,000万円もの基金を充てた令和6年度の予算編成を見直し、令和7年度は7億1,000万円の基金充当にとどめた緊縮的な予算編成としました。

先ほども申し上げましたように、先人たちが知恵を出し、合併前からそれぞれの町村で大変苦勞して進めてきた事業に関しても、尊重はしながらも、いま一度見直すときが来たと考えています。

このため、これまでの予算の在り方を抜本的に見直し、指定管理制度による施設管理運営経費や文化的事業をはじめ、若者、年配の方など、世代を問わずその役目を終えた事業などは、今回思い切って縮小させていただきました。

見直した事業の中には、補助金、交付金の減額や廃止など、個人や団体の皆様に直接影響が及ぶものもございます。急な話ではないか、数年後までに徐々に段階を踏んで削減する方法はなかったかなど、お叱りを受けることも承知しています。

ここで皆様が会社を経営していると仮定してください。経営が行き詰まっている中で事業見直しを進めるとき、時間をかけて段階的に予算を削減するとか、何年かかけてゆっくり調整することなどはしません。今回の予算編成は、そういった状況の中で行ってきたことを御理解ください。

しかし、全てが緊縮というわけではございません。若い世代へのシフトを掲げて、若者世代が郡上へ戻ってきてくれることを期待し、子育てに優しいまち郡上を自他ともに認めていただけるような政策も考えてあります。

また、高齢者の皆様にも御負担をおかけするばかりではなく、本当にお困りの方々に対する政策も用意いたしました。

加えて今後のことを少し述べると、郡上市が持つ最大の資産である広大な森林の有効活用も考え

ています。この森林をただ管理し、立木だけを売却するのではなく、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量をクレジットとして国が認証する、いわゆる J-クレジット制度を最大限活用し、企業等へ売却することで独自財源として活用していく施策を進めていきます。

市民の皆様には、私たちだけが損をしたとか、私たちの地区だけ何もしてもらっていないなどとおっしゃることなく、皆がこの人口減少社会の中で我慢することはお互い我慢する。この我慢は、将来、郡上の子がまた戻ってきてくれて、すばらしいふるさと郡上をつくっていつてくれることにつながるのだという希望の中で、今、自分たちにできることは何かを考えるチャンスが来たのだと前向きに捉えていただきたいと思います。

このような視点に立って、若者はもちろんのこと、誰もが元気に、安心して幸せに暮らすことができる郡上の未来を目指した内容の予算編成となっています。

続いて、予算総額について説明します。

一般会計の予算では、市税は景気の回復傾向による法人市民税や定額減税の終了による個人市民税の増加などにより、前年度比 6 % 増の 50 億 784 万円を見込んでいます。

加えて、ふるさと納税の寄附額増大による 3 億 8,000 万円の歳入を計上しています。歳出では、廃止、縮小、新規事業を盛り込んだ上で、昨今の物価高騰の影響なども加味した結果、前年度の 6 月補正後の予算、いわゆる肉付け後予算比で 0.3 % のアップとなる 8,720 万円増の 277 億 8,800 万円の予算としました。

特別会計は、113 億 4,414 万円、0.6 %、6,294 万円の増、企業会計は 116 億 1,771 万円、0.4 %、4,295 万円の増、総合計では 507 億 4,986 万円、0.4 %、1 億 9,308 万円の増としました。

続きまして、第 2 次郡上市総合計画の柱立てに沿って、7 つの分野別施策における項目ごとの主な内容を御説明いたします。

最初に、一つ目の柱である産業、雇用についてであります。

農業に関する今後の大きな課題は、農地やのり面などの保全管理に関することだと考えています。現在、市では地域の農業の未来を示す地域計画の策定を進めています。策定後は、この計画を推進し、中間管理機構等を活用しながら農地の集積を図ることで、地域の農業をしっかりと守ります。

また、地域計画に基づいた農地維持のためには、認定農業者を含めた担い手の皆様は重要な存在であると考えます。認定農業者への支援を進めるとともに、国県の制度を利用しながら、JA 等と連携の中で新規就農者の育成を促進します。

もう一つは、多くの農地を守っている兼業農家や非農家の方々を含めた協力をどう築いていくかを真剣に考えなければなりません。

地域によっては、圃場が小さく、集積が困難な地域もあることから、隣接する森林や周辺環境も含めて、移住者や若い世代が維持管理に携わっていただき、これに対して給付制度による直接支援

を行うことを国県に対しても要望していきます。

また、農地等の再基盤整備が今後の不可欠なステップと考えます。昭和、平成の時代に整備した水路等基盤の老朽化、大型機械が効率よく作業できる規格の農地の再整備などの課題に対し、市民の皆様と協力しながら進めていきます。

こうしたことは、一律に行うのではなく、やる気のある地域から順次進める方針で、みんなで力を合わせて、集積や整備を進めてまいります。

新知事は、有機農業や耕畜連携などについて提唱されています。農業には、地域の特性を生かし、新たな付加価値を創出する方向性も求められているため、郡上市でも量だけでなく品質にも目を向けた取組を検討してまいります。

加えて、温暖化の影響が顕著に現れ、昨年の郡上市南部地域における水稻は、約77%が二等米以下という厳しい結果でありました。

この現状に対応するため、高温に強い品種や栽培方法の研究を、東海農政局や県、※J Rと連携して進めていきます。

また、他産地と比べ標高の高い優位性を生かして、夏大根や夏秋トマトなどの特産作物の生産振興に一層取り組んでいきます。

このほか、進学した郡上の子が卒業後に地元に戻り就農する。また、他地域から農業を志す方に郡上市を選んでいただける仕組み、外国人労働者の受入れのための支援やサポートを検討してまいります。

こうした農業施策に必要な支援や補助を継続していきますが、農業関係者の皆様には、過度に補助金に頼らない持続可能な農業を目指し、力強い郡上の農業をともに作り上げていただきたいと思います。

次に、畜産についてです。

畜産分野では後継者の確保が求められており、これに対する具体的な対策が不可欠です。また、近年インバウンド需要の増加に伴い、飛騨牛への関心が高まっています。高山市などでは、ふるさと納税の返礼品としても人気があるとのこと。

このような状況の中で、郡上市としても商機を見出していくことが考えられます。本市においても、良質な飛騨牛の生産を支援し、郡上で生産された飛騨牛をふるさと納税の返礼品として活用を推進するなど、安定した収入を確保できる環境を整え、家業を継続しようというマインドを醸成してまいります。

これまでは、農家一軒一軒に対して、光熱費や資材費の直接給付を行ってきましたが、今後は畜産振興全体を見据えた支援が必要です。具体的には、耕畜連携のために、市とJ Aなどが連携し、排せつ物を堆肥化するプラントの設置、強化に向けた協議を進め、生産者間の協力体制を構築して

いきます。

このような取組により、個々の農家だけでなく、地域としての強さを発揮できる土壌を整えてまいります。

さらに、現場の声を大切にし、職員はもちろん、私自身も担い手や若手後継者との対話を通じて、彼らが抱える課題をともに探求し、解決策を模索していくつもりです。

続いて、森林林業についてです。

郡上市は、令和6年度見込額で3億2,649万2,000円という多くの森林環境譲与税を受け取っています。この資金を活用し、私たちは森林資源の多様な可能性を追求してまいります。

現在、市では先人が植林してきた9万ヘクタールの森林が伐期を迎えていることから、皆伐再造林事業を拡充し、住宅建材やバイオマス資源への供給も含め、有効活用を図るとともに、新知事が路網の整備の必要性を提唱されていることを踏まえ、歩調を合わせて森林の基盤整備に取り組むことで、木材の生産量を今後増大させてまいります。

その一方で、山林への関心が薄まり、境界の把握が困難になってきていることに懸念を抱いています。特に、個人で山林を管理していく難しさが顕在化しているため、地域の皆様と協力しながら所有権の明確化に努めていくとともに、森林所有者合意の下、施業する団地の外周だけを境界明確化し、市などで管理や施業を進めるスーパー入会林などの新しい考え方を取り入れ、森林資源の増産、集積を進めることにも力を入れます。

さらに、新知事が提唱する、木材を高圧で圧縮して作るバイオコークスの利用方法についても、県とともに実現可能性を調査し、準備を進めていきます。

これにより、森林資源の新たな利用価値を見出し、地域経済の活性化を図ります。

また、獣害対策についても、猟友会などとも連携をしながら、被害の軽減に向けた取組を強化します。現在、植林地では、ネットやツリーシェルターを活用した被害対策が行われていますが、降雪による倒伏被害を鑑みると、より柔軟で実効性のある新たな対策の研究も必要です。

捕獲手段の充実を図り、その他の防除も含めた総合的な対策を講じて、持続可能な森林管理に努めてまいります。

次に、商工についてです。

商工活動を活性化するためには、次世代の担い手である若い世代の力が必要不可欠です。若者が自ら考えたアイデアを実現し、活躍できる環境を整えることが地域全体の発展につながります。

また、地域経済の成長には、高速道路をはじめとする交通インフラを最大限活用していく必要があります。このため、東海北陸自動車道や中部縦貫自動車道などの高規格道路の整備に合わせ、結節点となる本市内において、商業活動をより活発にするためのイベントや交流の場を設けていきたいと考えています。

例えば、メガマルシェの開催などにより、地域内のビジネスチャンスを拡大し、商工業の振興を図っていきます。

これまで、市では、学校を卒業し、新規に就職する若者に対してお祝い金を支給してきましたが、今後は事業所への給付に切替え、事業所が行うリクルート活動の充実や働きやすい職場環境の整備などについて支援を行います。

これにより、若者が新たに就職することで、新規就労が少ない現状を打破し、地域の雇用状況も改善されることを期待します。また、これはお願いですが、親御さんたちにも、郡上市には多くの求人があることをしっかりと理解していただき、地域の若者が職場がないと誤解しないよう、ぜひ正しい情報を発信していただきたいと思います。

そのために、親世代にも求人情報などを共有していきたいと考えています。

続いて、観光施策についてです。

観光面では、郡上市観光連盟、DMOがSNSなどのウェブメディアを活用した情報発信やマーケティングに取り組んでおり、地域の観光振興に大きく貢献されています。

こうした取組は、郡上市の魅力を国内外に広める重要な手段であるため、今後も地域の発信力を最大限に高め、国内外へ情報を届ける活動を継続して実施いたします。

現在、市では多くの雪が降り積もっていますが、これを生かす形で、スノーリゾート形成促進計画の実現に向け、引き続き取組を推進してまいります。例えば、近隣の一大観光地である高山市などと共同で、郡上市のスキー場へ外国のお客様をお招きする取組を充実していくことも検討したいと考えています。

そして、こうしたことも踏まえ、オーストラリアで開催されるスノートラベルエキスポ2025にてトップセールスを実施することで、特に豪州、ひいては海外市場へのアプローチを強化したいと考えています。

さらに、郡上市が誇るアウトドアコンテンツや、4つの国重要無形民俗文化財を含めた郡上のおどりなど多くの文化芸能を観光資源として捉え、地域の魅力向上、通年観光に努めていきます。

これらにより、日置前市長が提唱された観光立市郡上の実現に向け、力強く歩みを進めてまいります。

続きまして、2つ目の柱である環境・防災・社会基盤についてであります。

美しい水と自然に囲まれた郡上市は、市民にとっての誇りであるとともに、海外からの観光客にも大きくアピールするポイントとなります。

そのため、地域の成長戦略として、引き続き脱炭素社会郡上の実現を目指して取り組みます。市内の公共施設の多くでLED化を進めることは、脱炭素社会郡上実現に向けた市の責務であると考えています。

まずは、庁舎施設照明の計画的なLED化により、脱炭素の推進とランニングコストの削減に取り組めます。

なお、郡上市を観光立市かつゼロカーボンのまちとして発展させるためには、市民の皆様の意識向上も必要です。家庭においても、それらゼロカーボン社会の実現に向けて行動することが求められます。この意識が環境保全につながると信じていますので、御協力をお願い申し上げます。

環境保全と廃棄物対策においても、市民の皆様の意識が重要です。生ごみを減らし、処理場への負担を軽減するためには、生ごみの水切りやコンポスト容器での堆肥化、生ごみ処理器での減量化が有効です。これを進めるための具体的な取組として、ごみ減量化機器の購入費用に対する補助を行い、各家庭での利用を促進します。

環境保全の基本は、皆様一人一人の行動にかかっています。よりよい地域社会にしていくため、自分たちが主体となって何ができるのかを考え、実践していただきたいと思います。

さらに、クリーンセンターの更新についても触れさせていただきます。新設の場合には、建設費用と20年間のランニングコストを含めて、約220億円という大きな費用が試算されましたが、既存施設の延命化や広域的な処理の方法を模索することで、コストを大きく削減できる可能性があると考えています。持続可能な施設の在り方を研究し、最適な解決策を見出していきます。

次に、水道事業についてです。

郡上市では、中長期的な水道事業経営の基本計画である郡上市水道事業ビジョンを定め、市民の皆様に安全な水を安定的に供給するよう努めています。

しかしながら、現在の水道事業は料金回収率が約60%と低く、一般会計からの繰入れに依存した経営が続いている状況です。平成30年度に水道法が改正となった際、水道料金が適正かどうかを検証し、3から5年ごとの適正な時期に見直すことが規定されましたが、過去20年間、水道料金の改定を行うことはなく、現在に至っています。

また、大規模地震の発生が懸念される中、老朽化した水道管路の更新は必要急務である一方で、管路更新には膨大な費用を要することも課題となっています。この財源として補助金を最大限活用していくことが必要であり、水道事業を管轄する国土交通省からの補助金の採択要件を満たすためには、水道料金を全国平均以上にする必要があります。

令和6年度における本市の10立方メートル当たりの水道料金は、1,320円と全国平均の1,604円を下回っている状況です。つまり、大変安い料金で皆様に水を供給してきたことになります。

こうしたことから、今回、郡上市水道事業ビジョンを確実に実行し、水道料金の見直しを行います。具体的には、一般家庭の水道の基本料金を、お風呂約5杯分に相当する1立方メートル当たり40円引き上げることと考えています。この料金改定は、郡上市の水道サービスを維持し、持続可能な運営を実現するには不可欠な措置であることを御理解、お願い申し上げます。

次に、消防・防災についてです。

現在、郡上市では、面積や人口がほぼ同等の他自治体に比べて消防職員が不足しています。各種災害から市民の生命や財産を守り、長期的に安定した消防力を維持するため、他の自治体の状況を勘案しながら消防職員の増員を計画的に進めます。

この消防職員増員に関して重要な点は、消防職員の活動の大半が火災出動ではなく、日常的な救急要請であるということです。今年1月の救急要請件数は198件と異常な増加を示しています。

この状況を改善するためには、市民の皆様一人一人が救急車の適正な利用について考え、他人事ではなく自分事として捉えていただくことが重要だと思います。

災害対策においては、引き続き防災資機材の整備に対する支援や、訓練及び研修会を開催し、自主防災組織の育成強化を図ります。また、孤立集落対策として、自主防災組織への補助金について集落要件を緩和し、補助率を見直します。

令和6年、能登半島地震では、度重なる余震により多くの家屋が倒壊し、尊い命が失われました。国土交通省では、耐震基準を満たしていない木造家屋などの倒壊の割合が耐震化された建物と比較して著しく高いと分析しています。

本市でも、木造住宅の耐震化については支援を実施していますが、耐震が十分でない住宅にお住まいの方は、地震発生直後は、公共施設や、場合によっては、御近所の耐震性が高い家屋へ避難していただく必要があると考えますので、日頃から自治会はもとより、隣近所の方々とのコミュニケーションを図り、円滑な共助体制を築いてください。

また、各家庭においても、自らの命は自ら守る、自助の精神に基づいて水や食料を備蓄するなど、有事に備えていただきますようお願い申し上げます。

次に、社会基盤の整備についてです。

市ではこれまで、道路や橋梁の整備、維持管理に努めてまいりました。しかし、今後は、厳しい財政状況の中で、激甚化、頻発化する自然災害、人口減少等による地域社会の変化、既存のインフラ施設の老朽化など、様々な課題に対応していかなければなりません。

そのため、新たな道路、橋梁の整備はもとより、既に整備された道路施設等の維持補修に関しても、維持管理費の適正化を図りつつ、必要性を十分見極めた上で実施していきますが、今後、全ての道路や橋梁をこのまま維持し続けることは困難と考えますので、各地域においても、真に必要な道路施設等について御検討くださるようお願いいたします。

また、これまでの数年間、郡上市には大きな災害はありませんでしたが、一旦能登半島のような大規模な災害が発生した際、私たちの防災対策はまだ十分ではないと認識しております。

このため、河川の護岸や砂防堰堤など、大災害の未然防止のための施設整備を関係機関へ働きかけるとともに、市においても引き続き整備を推進してまいります。

必要な道路整備を行いつつ、河川、砂防、治山施設の整備の充実を図り、安心安全なまちづくりを目指すことで、持続可能な地域づくりにつなげてまいります。

また、住環境の整備についてですが、市の目標は、若者が地域に戻り、住宅を建て、安心して生活できる住環境を整えることです。このため、郡上市産材の活用を図りつつ、若者の移住定住に向けた新たな住宅建築への補助制度を創設し、支援します。

特に、子育て世代を支援するためにも、住宅建築に対する補助金の上限額を従来の70万円から100万円に拡充いたします。この施策により、経済的負担を軽減し、地域に愛着を持って生活する若者を増やしていくことで、地域の活性化、未来を担う次世代の育成につなげてまいります。

次に、公共交通対策についてです。

現在、市では路線バスや自主運行バスの運行に年間およそ2億5,000万円を支出し、市民の皆様への移動手段の確保に努めています。

しかしながら、人口減少などに伴って、利用者が減少していることや、物価高騰などにより運行経費が増加している状況を鑑み、公共交通の在り方の抜本的な見直しに着手します。

なお、見直しに当たっては、公共ライドシェアの導入の可能性を含め、国の制度なども活用しながら進めてまいりたいと思いますが、市民の皆様方も、現在だけでなく、将来の移動手段も含めて、地域における公共交通の必要性についてぜひ考えてください。

また、長良川鉄道の在り方に関しては、皆様の御意見をお伺いしながら、私の任期である4年の間に、郡上市としての具体的な方針を示していきたいと思っています。

なお、公共交通に関しても、市が全てを担うという考え方から、一人一人が自分たちの地域で何が最も使いやすいのか。また、助け合うためには何ができるのかを考えていただく機会を持ち、地域の皆様が主体となる取組を進めていきたいと思っています。

次に、3つ目の柱である健康福祉についてであります。

子育て支援の取組としまして、私の公約の一つであるおむつのサブスク事業については、託児所への拡充を図っていきます。また、将来を担う子どもたちのためには、現在各地域にある保育園等の老朽化対応が急務であると認識しております。

特に、土砂災害の特別警戒地域に位置する明宝保育園に関しては、安全性の確保が最優先です。保育園の明宝中学校内への移転、複合化を進めることで、より安全で安心な環境を提供するとともに、学校と保育園の連携によって地域の絆を一層強めていくことができればと考えており、この取組を通じて地域社会を支える基盤を築き、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えてまいります。

続いて、高齢福祉についてです。

これまで、敬老の日のお祝いとして、75歳以上の方へ一律に2,000円を支給してまいりましたが、

その在り方について見直しを行います。

私が子どもの頃は、婦人会や自治会が中心となり、年配の方々への敬老の意を示すために、お弁当を配布したり、催物を開催したりしていました。しかし現在では、8割の自治会などにおいて、商品券を配布することでお祝いに代えているのが実態です。

これを踏まえ、全員への給付ではなく、本当に困っているの方々に対して有意義な支援ができないかと考えました。特に高齢者の中には、車を運転できない方や、買物、病院への移動が困難な方が多くいらっしゃいます。このような方々のために必要な施策として、生活に必要な食品等の移動販売を行う個人事業主に対する助成制度を設け、高齢者の買物支援を強化します。

このように変化する地域社会のニーズに応じて柔軟に対応することで、真に必要な支援を実現していきたいと考えています。皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

また、郡上偕楽園につきましては、御承知のとおり水害の際に危険な位置にあり、これまでも速やかな移転が求められてきたことから、令和3年度に移転に関わる基本計画を策定し、取組を進めてまいりました。

しかしながら、将来の高齢人口の推移を見据える中、適正な定員への見直しが重要との観点から再検討を行い、特養・養護・ショートステイのベッド数は、見直し前の計画で想定していた125床から69床へ削減することといたしました。

移転先につきましては、これまで申し上げてきたように大和第一北小学校の跡地としますが、養護老人ホームの機能は旧校舎を活用する計画としており、令和10年度からの開設を目指して実施設計を進めていきます。

次に、医療・健康保険についてです。

現在、市が運営する2つの公立病院では、医療従事者が熱心に患者様やその御家族に寄り添い、質の高い医療を提供しています。

私たちは、他の地域に引けを取らない高度な医療水準を確保し続けるために、医療機器の整備と更新を続けております。しかしながら、人口減少が進む中で、経営改善だけでは解消できない構造的な赤字体質が問題となっています。

予算編成方針でも申し上げましたが、年間約10億円の補填が行われている状況です。このままでは、公立病院2か所に加え、精神科を含む3つの私立病院の現在の病床数を維持することは難しいと考えています。そこで、今後の医療提供の在り方について従来の考えを一度リセットし、医師会とともに真剣に議論を進めながら、公立病院と民間病院との連携を模索するとともに、公立2病院にあっては持続可能な医療を提供できるよう経営の改善に取り組みます。とりわけ郡上市民病院については、これまでの経営強化プランや今後策定予定の経営改善計画に基づき、財務等経営状況の改善に本腰を入れていきます。

また、医師の高齢化に伴い、新たに医師をどう確保していくかも重要な課題です。デイサービスや在宅での訪問医療及び介護、施設入所、入院等を一体的に考え、今後20年間、安心できる医療体制を構築することが求められます。この過程では必ずしも容易ではない痛みを伴うこともあるでしょうが、関係者の御理解と御協力が不可欠です。

また、国民健康保険に関しても、加入者数の減少により経営が厳しい状況に直面しています。郡上市では、平成30年度以降値上げを見合わせてきましたが、令和11年に県下で統一される岐阜県基準に合わせる必要があり、これに向けて段階的な国保税の引上げを皆様にお願ひせざるを得ないと考えています。

次に、4つ目の柱である教育・文化・人づくりについてであります。

教育と文化を振興し、人づくりにつなげていくことは重要な施策です。これまでも教育振興基本計画に基づき多くの人材を育成してきておりますが、これからは、郡上を支える人材を確実に育て、彼らが将来郡上に帰ってくる環境を整える必要があると考えています。このため日置前市長が始められた郡上学を深め、親しみを持ってもらい、さらに進めていく「シン・郡上学」を推進し、実践的な地域学習プログラムを充実させる中で郡上への愛着を育んでいきます。また、地域の人材育成と地域課題の解決のため、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、学校を核とした地域づくりを行う地域学校協働活動を推進します。地域の皆様、とりわけシニアの皆様にはシン・郡上学や地域学校協働活動に積極的に参画していただき、子どもを含めた地域の絆を深め、地域を活性化し、郡上を守っていただきたいと思います。

加えて、教育と子育てに関する新事業として、旧大和第一北小学校の体育館を再利用した木育施設「ぎふ木遊館サテライト施設」の整備を計画しております。この施設は、雨の日の遊び場を求める保護者の声に応えるものであり、地域の交流を促進する場としても機能することを目指しております。特に、今後移転する郡上偕楽園と隣接して整備することで、御年配の方々と子どもたちとの交流を生む機会も創出したいと考えています。

学校教育では、中学校の学校給食費無償化や、高校生の通学費助成を市内の2校のみから市外の高校への通学費及び下宿代を対象に拡充するほか、小中学校でタブレット端末を通して心や身体の状態を早い時期から把握できるITツールを導入し、児童生徒の心身の不調に対してしっかりと対応できる取組を行っていきます。

さらに、学校の適正規模・配置に関しましては、これまで市が進めてきた計画について多くの皆様からの御意見を伺ってきました。その中で、美並地域の小学校統合については、地域の方々やPTAなどから統合を進めたいという強い思いが寄せられていますので、令和7年度の推進スケジュールを立て、協議を進めながら実施設計に取り組んでまいりたいと思います。今後、その他の学校の統合については、地域で御理解をいただいたところから皆様と協力しながら進めていきます。

郡上には豊かな文化と伝統が息づいています。このたび、白鳥の拝殿踊が文化庁文化審議会から※重要無形文化財として答申されました。このほかにも郡上には3つの※重要無形文化財が存在し、私たちはその価値を誇りに思っております。郡上は日本一のおどりのまちとして、踊りを中心に観光や経済の振興に取り組んでいます。子どもたちが踊りを通じて郷土愛を育む姿は、文化の保存と伝承につながる重要な要素です。今後も保存会と協力し、おどりのまちとしての取組を進めてまいります。その中で、新年度は踊りの後継者育成として、踊りに関わりたい中高生が参加しやすい環境づくりを進めていきます。例えば、午後10時以降に行う屋形曳きなどについては、岐阜県青少年健全育成条例を踏まえる中で、踊り運営に関わる中高生が安心・安全に参加できる環境を整え、地域文化の発展に貢献できるようにします。

歴史文化の関連施設につきましては、市民の皆様からいただいた多様な御意見を踏まえ、郡上市歴史資料館、郡上八幡まちなみ交流館、郡上八幡町屋敷越前屋、大和古今伝授の里フィールドミュージアムの運営の在り方について、文化財の管理も含め管理運営手法の見直しを行います。市民の皆様理解を得られる形での施設の存続を目指し、維持管理費などが必要以上に財政面での大きな負担とならないよう、しっかりと検討しながら見直しを進めてまいります。

また、スポーツ振興においては、国が示す休日学校部活動への段階的な移行に伴い、クラブ間の連携や統合による合同練習の実施などを加速し、学校部活動の地域クラブ活動への移行を完了します。

次に、5つ目の柱である自治・まちづくりについてであります。

郡上市の未来を形づくるためには、市民参画によるまちづくり、市民や議会との協働によるまちづくりを進めていくことが欠かせません。郡上市が誕生した際、合併前の旧町村議会の代わりとして地域審議会が設けられ、これが現在の地域協議会へ移行したものと認識しています。しかしながら、地域協議会の活動には温度差が見られ、その在り方を見直す必要があると考えております。このため、先般の議会からの御提案を受けて、振興事務所長枠の予算を増額し、地域協議会を含めた地域での自治・まちづくりを強化していきます。

また、若者の参画を重視して、新たに若者プロジェクト推進事業を立ち上げます。これは次世代を担う若者を育成し、彼らの柔軟な発想を取り入れながら持続可能なまちづくりを進めるものです。

男女共同参画については、国も推進している大切な取組です。性別による無意識の思い込みや固定観念に縛られることなく、誰もが自分らしく活躍できるまちであることが郡上市の魅力を高め、ひいては消滅可能性都市からの脱却につながると考えています。そのために、第4次男女共同参画プランに基づく取組を確実に進めていきます。男女共同参画社会の実現に向けて、市が旗を振るだけでなく、市民や多くの事業者、教育関係者の皆様にもこの意識を持ち、環境づくりに努めていただきたいと思います。

郡上市は単独のまちづくりにととまらず、国内各都市との交流を通じて新たな考えを取り入れ、関係人口の創出を図らなければなりません。現在、協定を締結している東京都港区や志摩市とは様々な交流を進めていますが、郡上から移住された方々が多く住む北海道下川町とのつながりも強化し、若者が交流できる場を提供することで新しいアイデアを郡上に持ち込んでまいります。

次に、6つ目の柱である地域振興における特徴的な取組について申し上げます。

和良地域において濃飛横断自動車道の開通は、地域振興の大きな転機になると考えています。この道路の開通を見据え、検討を進めている和良地域振興施設整備については、道路整備の進捗状況を勘案しつつ、県関係部署と情報共有を図るとともに、地域の皆様や市内外の関係者等からの意見を伺いながら、事業候補地における将来の用地取得を見据えた整備規模や動線の検討を行います。

さらに、中部縦貫道が白鳥に延伸されることに伴い、白鳥地域の振興策も急務です。2年から3年後には高規格道路により福井市と白鳥町が結ばれる予定であり、この道路を往来されるお客様にどうやって白鳥へ降りていただけるかが鍵となってきます。白鳥地域の皆様が地域をどのように発展させたいかしっかりと伺い、市としても道の駅「清流の里しろとり」をはじめとする3つの道の駅の有効活用を中心に地域の振興と発展を図っていきます。

最後に7つ目の柱である行財政運営についてであります。

健全な行財政運営のため、特にふるさと納税の活用に注力しています。この取組は、市全体の財政基盤を支える重要な要素となっています。今年度のふるさと納税については多くの御縁のある方からの御支援を受け、昨年度と比較し1月末現在において合計で3,457万6,000円の増収がありました。これは市の財政を潤すだけでなく、市内事業者への返礼品支払いを通じて地域経済の活性化にも寄与しています。新年度においては、専門のスキルを有する事業者の支援の下、返礼品やポータルサイトの掲示内容等の充実を進めることで、さらなる寄附獲得を図ります。

職員の働き方改革、業務改善や経常経費の削減を目的に、これまで本庁舎や白鳥庁舎以外にも職員を配置し行ってきた宿日直業務は、夜間の電話や休日における戸籍の届出などの取扱件数が極めて少ない状況等を踏まえ、宿直は本庁舎のみ、日直は本庁舎と白鳥庁舎の2つに集約します。

また、本庁舎及び振興事務所の窓口業務については、今後のDX——デジタルトランスフォーメーション——と合わせ、書かない窓口の導入や、他の公的機関との連携も考えながら、御不便が生じないよう進めていきます。

市有財産の活用についても重要な課題です。特に、市有林の立木販売や市有地の賃貸し、さらに統合後の旧学校施設の活用を進めてまいります。公共施設の適正な配置を進めるため、利用状況や老朽化の状態を踏まえつつ、所期の役割を果たした施設等については適正に見直してまいります。歴代市長が示された方向性に従い、市民の皆様の御理解を得ながら進めていく所存です。昨年の大和高鷲の斎場の閉鎖により、年間180万円の維持管理費の削減が実現できました。このような小

さな積み重ねが、大きな成果につながることを市民の皆様にはぜひ御理解いただきたいと思います。

以上、令和7年度の予算編成に当たり、市政運営の基本的な考え方と予算編成方針、また主要施策の概要について申し上げました。次の20年を見据え持続可能な郡上市の未来に向け、市一丸となり取り組んでまいりたいと思いますので、議員の皆様並びに市民の皆様方には、今後とも御支援と御協力をお願い申し上げます。

それでは、最後に議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出をしました議案は、令和6年度郡上市一般会計補正予算の専決処分の承認に関するものが2件、郡上市教育長の任命同意など人事案件に関するものが3件ございます。条例関係では、法律等の一部改正に伴うもののほか、郡上市職員の定数に関するものや、温泉施設をはじめとする観光施設の使用料の改定、水道料金の改定、国民健康保険税の税率等の改定などによる条例の一部改正に加え、公共用財産の廃止に伴う条例の廃止に関するものが33件ございます。

また、予算関係といたしまして、令和6年度補正予算に関するものが7件、令和7年度当初予算に関するものが13件、辺地総合整備計画の策定など計画の策定及び変更に関するものが3件、財産の取得及び処分の変更に係るものが1件、契約に関するものが1件の計63件でございます。なお、このほかに専決処分の報告が1件ございます。

議案等の詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれの担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年2月26日、郡上市長 山川弘保。

ありがとうございました。

◎議案第1号及び議案第2号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（森藤文男） 続いて、日程4、議案第1号 専決処分した事件の承認について（令和6年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））及び日程5、議案第2号 専決処分した事件の承認について（令和6年度郡上市一般会計補正予算（専決第3号））の2議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第1号 専決処分した事件の承認について（令和6年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））

上記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年12月26日、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

予算書1ページをお願いします。

令和6年度郡上市の一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,454万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ288億3,176万2,000円とする。

事業概要説明書を御覧ください。

今般専決処分いたしました補正予算は、予防接種に関する事業費補正です。郡上市外に居住され、市外の医療機関で新型コロナウイルス予防接種をした方が亡くなられ、御遺族が健康被害給付金を請求したところ、令和6年12月20日付で厚生労働省から給付決定通知がございました。この給付金は、接種時に住民票があった自治体が支払うこととされており、亡くなられた方は接種時に市内に住民票がございました。遺族の方への速やかな支払いが必要と判断し、専決処分したのでよろしくお願いいたします。

補正額は、事業概要のとおり歳入歳出ともに4,454万3,000円で、歳入は国庫支出金の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金、歳出は予防接種事業です。全額国費負担のために市の持ち出しはございません。

続けて、議案第2号へまいります。

議案第2号 専決処分した事件の承認について（令和6年度郡上市一般会計補正予算（専決第3号））。

上記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年1月17日、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

予算書1ページをお願いします。

令和6年度郡上市の一般会計補正予算（専決第3号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億764万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ297億3,940万6,000円とする。

第2条にまいりまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

4ページへお願いいたします。

第2表の繰越明許費です。こちらの専決補正予算は、年末に成立した国の補正予算に係る給付金事業と除雪費に関する事業費補正です。このうち第2表の明許費では、給付金給付事業について1億987万5,000円を繰越しさせていただきます。国による本給付金事業は早急な支給を行うこととしておりますが、対象者への通知、確認作業、給付事務を考慮すると年度をまたぐことが想定されるための繰越しでございます。

事業概要説明一覧表の3ページをお願いいたします。

まず歳入です。

款11は交付税で地方交付税の普通交付税、補正額は6億362万6,000円。

款15は国庫支出金、総務管理費補助金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が1億987万5,000円。歳出にあります暮らしを応援物価高騰支援給付金給付事業の財源でございます。

款20は繰越金で、前年度繰越金1億9,414万3,000円。

歳出にまいります。

上段の暮らしを応援物価高騰支援給付金給付事業は、国が実施する事業で1億987万5,000円の補正です。住民非課税世帯に3万円、加えまして18歳以下の児童1人当たりには2万円を加算して支給する事業です。

下段の道路除雪経費は、当初予算で2.7億円を計上しておりましたが、年末からの降雪で予算不足が見込まれたことから、3月までの決算見込みに基づき7億9,776万9,000円を専決処分させていただきました。共に至急の対応を要したことから、専決処分をしましたのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、議案第1号及び議案第2号の2議案を一括して質疑を行います。質疑のある方は、議案番号を述べて質疑をしてください。質疑はございませんか。

（17番議員挙手）

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番でございます。野田でございます。

議案番号は1番です。ワクチン接種による補償の件ですが、新型コロナウイルスも大分収束に向かって最近はまだ話題にならないところなんです、今までこのワクチン接種によっていろいろなこういう症状、まあ最悪の場合は死亡ということもあったようですが、ただ因果関係がなかなか明らかにできないということもあって、その補償については大変困難な面があったと伺っております。

それでも今回こうして補償が成立しているんですが、このほかに岐阜県内で同様の例は何件くらいあったんでしょうか。あるいは死亡に至らなくても、重篤な症例が出た場合にこうした補償はあったのか、もしあればその例も教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それではお答えをさせていただきます。

この新型コロナワクチン接種につきましては、県の状況については把握ができておりません。申し訳ありません。

ただ、全国状況を把握しております。1月末現在での状況になりますけれども、厚労省の情報によりますと、進達の受理件数としましては1万2,859件、そのうち認定が8,796件、否認が3,136件、保留が11件となっております。そのうち死亡一時金、葬祭料、こちらの進達受理件数については1,635件、うち認定が951件、否認が520件、保留が1件となっております。

認定に当たりましては、個々の事業ごとに厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こり得ることを否定できない場合も対象とするとの考え方で、こういった決定がされているものと伺っております。

以上です。

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 一番最後に今御説明いただきました因果関係が否定できないという場合も含めてということですので、かなり幅広く認定されるようになったかなという思いはしますが、これからも注視してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま一括議題となっております議案第1号及び議案第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第1号及び議案第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案ごとに討論、採決を行います。

議案第1号に対する討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

続いて、議案第2号の討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。議案第2号について、原案

のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時55分を予定しております。よろしくお願いいたします。

(午前10時43分)

○議長(森藤文男) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時55分)

◎発言の訂正

○議長(森藤文男) 山川市長から発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

山川市長。

○市長(山川弘保) 先ほどの施政方針の中で少し誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。

5ページ目の9行目になりますが、「J A」と本来は言わなければいけないところを「J R」と申しましたのが1点。

あともう一つは、14ページの下から5行目と6行目の2つあります「重要無形文化財」と申しましたが、正確には「重要無形民俗文化財」でしたので、訂正のほうをよろしくお願いいたします。

○議長(森藤文男) ただいま山川市長から発言に対する訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

◎議案第3号について(提案説明・採決)

○議長(森藤文男) それでは、日程6、議案第3号 郡上市教育長の任命同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

山川市長。

○市長(山川弘保) 議案第3号 郡上市教育長の任命同意について。

郡上市教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

任命同意を求める者は、住所、郡上市大和町河辺389番地2、氏名、熊田一泰、生年月日は記載のとおりです。

熊田氏は、令和元年5月に教育長就任以来、約6年にわたって市の教育行政のトップとして活躍をいただいております。この間、大和地域、明宝地域における小学校の統合、不登校生徒をサポートするためのフリーカリキュラムクラス、いわゆるF組の開設、4年の歳月をかけて調査を行ってきた東氏館跡及び篠脇城跡の国史跡の指定、中学校部活動の地域移行など、いずれも困難を極める諸課題に対し、高い見識と持ち前の教育に対する熱い心で解決へと導いていただきました。

現在も美並地域における小学校統合と小中一貫校開校に向けた諸調整など、未来を担う子どもたちのために尽力いただいております。

よって、本年5月の任期満了に当たり、引き続き同氏を教育長に任命し、郡上市の教育行政を力強く牽引していただきたく、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第3号について、原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案に同意することに決定をいたしました。

それでは、熊田教育長より御挨拶をいただきます。

熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） ただいま市長から出された教育長の任命同意に対し、議会から御承認をいただきました。ありがとうございました。

私は、教育長は自分から手を挙げてなるものではありませんので、天命だと思って務めてまいりました。郡上市をはじめとする多くの市町の抱える教育の課題は、少子化、学校統合、不登校の増

加、部活動の地域クラブ移行など多くあります。

教育長を長く務めることは、経験値はプラスになると思いますが、慣れはマイナスになることも多いと考えます。再任に当たっては、初心を忘れることなく、一期一会、一生懸命、一隅を照らすの心を大切にして務めてまいりたいと思います。

議会の皆様におかれましては、今後とも御理解、御支援、そして御指導のほどよろしく申し上げて、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

◎議案第4号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 続きまして、日程7、議案第4号 郡上市教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 議案第4号をお願いいたします。

郡上市教育委員会委員の任命同意について。

郡上市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

任命同意を求める方は、住所、郡上市八幡町向山367番地2、畑中敦さんです。生年月日は記載のとおりでございます。

4名の委員のうち1名の任期が本年5月13日をもって満了することにつき、新たに委員を任命しようとするものでございます。委員の任期は4年でございます。

畑中さんは、これまでに八幡小学校、八幡中学校、郡上高等学校のPTA会長、郡上市PTA連合会会長を務められ、子どもたちの健やかな成長のために御尽力をいただいております。現在は、同連合会の顧問、八幡中学校学校運営協議会会長、郡上高等学校学校運営協議会副会長として御活躍をされておられます。

このように教育に関する豊富な御経験と高い識見をお持ちの方でございますので、教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第４号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決をいたします。

議案第４号について、原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第５号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程８、議案第５号 郡上市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第５号 郡上市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について。

郡上市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第３項の規定により、議会の同意を求める。

令和７年２月26日提出、郡上市長 山川弘保。

本委員会は、地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置し、市の税条例において定数は３人としてございます。

選任に当たりましては、市町村の住民、市町村税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て市長が選任することとされております。

今般、現委員の３年の任期が令和７年４月29日をもって満了するため、新たな委員の選任につき、議会の同意を得たいとする議案でございます。

改正に際しましては、現委員の継続をまずお願いさせていただきましたが、委員長であります青木さんは御高齢を理由に、また、蓑島さんにつきましては体調不良を理由に御退任の意向を示されました。

委員候補者は、議案に記載の３人でございます。生年月日は記載のとおりでございます。

まず、八幡町本町の廣瀬泰輔さんは新任です。八幡町内の司法書士事務所にお勤めで、土地家屋調査士の資格をお持ちのため、固定資産に係る知見があり、適任と考えてございます。

その下、高鷲町ひるがのの蓑島奈々子さんも新任です。高鷲町で不動産会社に勤務しておられ、土地に関する知見があること、また委員構成において性別、年齢も考慮して適任と考え選任しました。

最後の美並町、可児時廣さんは御継続であります。平成25年から委員をお務めで、現在は委員長職務代理というお立場です。通算で4期目、本期をもって12年の御経験がありますので、引き続きお願いしたいと、かように考えてございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第5号について、原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案に同意することに決定をいたしました。

◎議案第6号から議案第38号までについて（提案説明）

○議長（森藤文男） 日程9、議案第6号 郡上市総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例についてから、日程41、議案第38号 郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例についての33議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、議案第6号から順次説明をさせていただきたいと思います。

議案第6号 郡上市総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、次期郡上市総合計画を簡素化し、作成過程を効率化することに伴い、郡上市総合計画審議会の組織及び任期等を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

タブレットの2ページほど進んでいただきますと資料を添付しておりますので、御覧をいただきたいと思います。

次期総合計画の策定に当たっては、行政改革大綱とまち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に策定すること、計画書そのものを簡素化し、分かりやすい計画とすることを、そして策定過程の効率化を図ることを基本に進めておるところでございます。

このため、同計画の策定に当たって審議をお願いしております総合計画審議会の委員構成や任期などについて見直しを行うものでございます。

2の主な変更点を御覧いただきたいと思います。

初めに、第2条の規定にある委員数の上限についてでございますが、現行は「30人以内」としております。これを「25人以内」とさせていただきます。記載のとおり、5つの分科会を設けて、それぞれ5人の委員に入ってください議論を進めることにしたいと考えております。

次に、委員構成でございますが、第3条では、次に掲げる者のうちから委員を委嘱するとして、第3号に係る行政機関の職員を掲げております。ただし、現行の第2次総合計画策定時において、国や県の職員を委員として委嘱しておりませんし、次期計画策定時においても同様に委嘱の予定はございませんので、これを削除したいというふうに考えております。

最後に、委員の任期になります。策定後の成果検証は、行政改革推進審議会が担っておりますので、総合計画の審議会の役割は実質的に計画の策定までというふうに考えております。このため、委員任期を総合計画の策定が終了するまでと改めるものでございます。

この条例の施行日は、令和7年4月1日としております。

続きまして、議案第7号をお願いいたします。

郡上市郡上八幡 町屋敷越前屋の設置及び管理に関する条例の廃止について。

郡上市郡上八幡 町屋敷越前屋の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由は、郡上八幡 町屋敷越前屋を普通財産とするため、この条例を定めようとするものでございます。

次のページに廃止条例をつけておりますので、御覧いただきたいと思います。

郡上市郡上八幡 町屋敷越前屋の設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

郡上市郡上八幡 町屋敷越前屋の設置及び管理に関する条例は廃止する。

附則、この条例は、令和7年6月30日から施行するとしております。

次のページに資料をつけておりますので、御覧いただきたいと思います。

町屋敷越前屋は八幡の市街地の中心に位置する大規模な町屋でございます。4軒の文化財が連檐するうちの一角を占める重要な建物であることから、平成27年12月に市が取得。このときは土地は土地開発基金で購入をしておりますし、建物については寄贈を受けております。

市では歴史的な建造物として保全・復元するとともに、市街地におけるまちづくりの拠点として整備するとして、土地代を除きまして約1億6,000万円をかけて耐震補強改修を行いました。現在は一般社団法人郡上八幡まちづくり会議に施設運営を委託し、企画展示等によりまして本市の情報発信を行うとともに、来館者に町屋の造り、構造を見ていただくなどしております。

館内の和室や土蔵などは市内事業者や市民の方に貸し出し、これによりまして年間約70万円の収入を得ております。資料の表では、令和6年度については12月末現在の数値となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

ただし、当初予定をしておりましたチャレンジショップや市民活動団体への貸出しというものは、残念ながら少ない状況となっているところでございます。

また、入館料を頂く施設ではなく、収入は貸館の使用料のみであるといったことから、光熱水費や管理人の人件費など、施設を維持するために必要な経費と使用料の収入との間には大きな乖離が生じておりまして、財政面での課題となっているところでございます。

こうしたことから、資料の2ページをお願いしたいと思いますが、当施設の有効活用と併せて市街地のさらなるにぎわいづくりを目的といたしまして、一定の条件を付した上で事業者の方等に貸出しを行っていかうと考えまして、今般、本条例の提出に至ったものでございます。

貸出しに当たっては、公平公正に相手先を選定するため、公募によるプロポーザル方式を考えておりますし、また、地元地区会や発展会との協調、建物の保全、まちづくりの拠点機能の保持などを貸出しの条件としたいというふうに考えているところでございます。

また、賃料については、近傍同種家賃を参考に具体的な要件等に鑑みて設定をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

廃止の時期につきましては、先ほど条例の説明で申し上げましたとおり、令和7年6月30日としておりますが、それまでの間、公募、事業者の決定等、必要な手続を進めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、次のページには町屋敷越前屋の間取りと部屋ごとの利用状況を示しておりますので、御覧ください。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第8号 郡上市職員定数条例の一部を改正する条例についてでございます。

郡上市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由ですが、消防体制の強化を目的に消防機関の定数を改めるほか、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりをいただきまして、新旧対照表の次に資料をつけておりますので、御覧いただきたいと思っております。

2の改正内容を御覧ください。

初めに、消防機関に属する職員の定数について、消防体制の強化を目的に15人増員をいたしまして100人といたします。

次に、その他の事務部局についても、条例定数と定員適正化計画との乖離を是正することを目的に定数を改めます。

表は、部局ごとの条例定数と職員の現在数、定員適正化計画の職員数を表したものでございますが、現行の条例定数が総数で1,138人でございます。この数字は、合併以降、部局間の調整は行っておりますが、総数としては変えていないことから、定員適正化計画との間に乖離が生じている状況でございます。

このため、改正案では、策定中の定員適正化計画——表では一番右端になりますが——との整合を基本的な考えといたしました。

しかしながら、同計画では、医療職等については、新たな事業サービスの開始の可能性も考慮し、一定数の増員を可としていることから、条例の病院の職員定数については変更しないということとしております。

このような考えに基づいて定数を検討した結果、定数の総数では「1,138人」を「888人」とし、その内訳は、市長の事務部局は「636人」を「431人」へ、病院は274人変わらず、議会は5人変わらず、教育委員会は学校等の教育機関の職員数を合わせて「126人」を「57人」へ、これについては、平成16年度から平成24年度まで各地域に地域教育課を設置し、教育委員会部局の職員として職員を配置しておりましたが、現在は地域教育課を廃止しておりますので、その分、減員をさせていただくものでございます。そして消防機関は「85人」を「100人」、公営企業、これは上下水道になりますが、「12人」を「21人」へと改めるものでございます。

また、新旧対照表のほうでは、兼任としております行政委員会の事務部局の職員も現状に合致する形で改正を行っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、資料の最終ページに新しい定員適正化計画の職員数の考え方を記載しておりますので、御覧おきをいただきたいというふうに思います。

この条例は、令和7年4月1日から施行いたします。

続きまして、議案第9号をお願いいたします。

議案第9号 郡上市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由ですが、職員を派遣することができる団体を追加するため、この条例を定めようとするものでございます。

2ページほど進んでいただきまして、資料を御覧いただきたいと思います。

1の提案趣旨を御覧いただきたいと思います。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律では、任命権者は一般社団法人または一般財団法人、そして一般地方独立行政法人、特別の法律により設立された法人で、政令で定めるものとして医療法人や学校法人など113法人、地方自治法に規定する連合組織、これは全国知事会や全国市長会、全国都道府県議会議長会や全国市議会議長会など、いわゆる地方六団体と言われるものでございますが、こうした団体のうち、条例で定める公益的法人等との間の取決めにに基づき、職員を派遣することができるというふうにされております。

現行の市の条例では、このうち一般社団法人または一般財団法人、そして一般地方独立行政法人について規定をしておりますが、それ以外の法人に関する規定がないことから、職員を派遣することができる団体を追加するために、この条例を定めたいというものでございます。

改正内容といたしましては、職員を派遣することができる公益的法人等を定めている第2条第1項に、第3号といたしまして、法第2条第1項第3号に規定する政令で定める法人のうち市の規則で定めるものを加えるものでございます。

なお、市の規則では、学校法人自治医科大学を規定することを予定しております。

この条例は、令和7年4月1日から施行させていただきたいと考えております。

続きまして、議案第10号をお願いいたします。

議案第10号 郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものでございます。

ページを進めていただきまして、新旧対照表の後に資料をつけておりますので、御覧ください。

2の改正内容を御覧いただきたいと思います。

初めに、第8条の4関係です。ここは、育児または介護を行う職員の超過勤務の制限についての規定となりますが、超過勤務免除の対象となる職員の範囲の見直しを行うこととして、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に拡大をいたしたいというふうに考えております。

次に、第16条の3、そして第16条の4関係でございます。ここは、介護離職を防止するため、仕事と介護の両立支援に関する各種制度の周知の強化等についての規定となります。

第16条の3では、任命権者は職員の家族の介護に直面した旨を申し出たときは、介護両立支援制度などを周知するとともに、制度の利用に係る意向確認をしなければならないとしております。

また、第16条の4では、介護両立支援制度等の請求が円滑に行われるようにするために、制度等に係る研修の実施や相談体制の整備、その他勤務環境の整備に関する措置などを講じなければならないというふうにしております。

この条例は、令和7年4月1日から施行をいたします。

また、附則において必要な経過措置を設けるとともに、郡上市職員の育児休業等に関する条例において、法改正に伴う引用箇所のずれを改める一部改正を行っているところでございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第11号をお願いいたします。

議案第11号 郡上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

郡上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、令和6年人事院の給与勧告に鑑み、給料表及び扶養手当の支給額を改める等、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものでございます。

資料を用意してございますので、よろしくをお願いいたします。御覧いただきたいと思いますが、議案書の一番最後のところにつけておりますので、よろしくをお願いいたします。

令和6年人事院勧告に鑑みた給与勧告については、さきの令和6年第6回の定例会、12月議会において、同年4月1日に遡って適用する内容について、条例改正をお願いしたところでございます。

今議会で御提案を申し上げるのは、令和7年4月1日から施行する内容の条例改正となりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、本条例は、郡上市職員の給与に関する条例をはじめ、複数の条例について、条立てで改正を行っておりますので、順に説明をさせていただきたいと思いますが、よろしくをお願いいたします。

それでは、資料の1ページを御覧いただきたいと思いますが、2の改正内容のところでございます。

第1条関係でございますが、郡上市職員の給与に関する条例の一部改正となります。

1点目は、扶養手当の改正になります。配偶者に係る扶養手当を廃止するとともに、子に係る扶養手当を1万3,000円に引き上げます。

なお、受給者への影響を考慮し、表に示すとおり、令和7年度、令和8年度の2年をかけて実施することといたしております。

2点目は、通勤手当の改正です。国の改定状況に併せ支給限度額を新幹線等の特別料金等の額を合わせて、1か月当たり15万円に引き上げるなどするものでございます。

そして、2ページの(3)になります。3点目でございます。単身赴任手当の改定になりますが、人材確保にも資するよう、支給対象を拡大するといった内容となります。

4点目でございます。管理職員特別勤務手当の改定となります。管理職員特別勤務手当は、臨時または緊急の必要等がある場合において、管理職員が週休日等、または平日深夜にやむを得ず勤務に従事したときに支給される手当でございます。

近年、災害への対処など深夜に及ぶ勤務を相当程度行う実態が見られるということから、これら管理職員に対して適切な処遇を確保する観点から、平日深夜の支給対象時間帯を表のとおり改めるものでございます。

5点目は、寒冷地手当の廃止についてでございます。新たな気象データによる寒冷地手当の支給地域の見直しが行われ、本市は寒冷地手当の支給対象地域から外れることとなりました。よって、寒冷地手当に関する規定を削除するとともに、引き続き、旧支給地域に在勤等している改正前の規定による受給職員に対しては、一定の条件の下、旧規定により算定した額から、表のとおり減額した額を支給する旨の経過措置を設けるものでございます。

6点目は、定年前再任用短時間勤務職員に対して、住居手当を支給できるよう改めるものでございます。

3ページを御覧ください。7点目、給料表の改定になります。

行政職の給料表では、3級以上の各職務の級において、各級の初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額を引き上げるといった構造的な改革を行います。これによりまして、優秀な職員が早期に昇格した場合のメリットの拡大を図ってまいりたいと考えております。

なお、その他の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定を行うものでございます。

続いて、第2条関係でございますが、郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正となります。

法改正に伴いまして、引用する項番号を改めるとともに、暫定再任用職員に対して住居手当を支給できるよう改めるものでございます。

第3条は、郡上市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部改

正でございます。こちら、法改正に伴う項ずれを修正するものとなっております。

第4条関係は、郡上市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正となります。定年前再任用短時間勤務職員に対して、住居手当を支給できるよう改めるものでございます。

おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。

第5条関係でございます。郡上市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正となりますし、第6条関係では、郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。いずれも法改正に伴う項ずれを修正するものでございます。

第7条関係は、郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正、第8条関係は、郡上市教育長の給与に関する条例の一部改正となります。寒冷地手当について、支給対象地域から外れることになったことから、同手当に関する規定を削ります。

また、附則においても、寒冷地手当の廃止に関し、2つの条例について改めるものでございます。

この条例については、令和7年4月1日から施行いたします。

続きまして、議案第12号をお願いいたします。

議案第12号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、消防職員の処遇の見直しにより特殊勤務手当を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

ページを進めていただきまして、資料を御覧いただきたいと思います。

2の改正内容を御覧ください。

今回の改正でございますが、1点目は、消防職員が火災や救助・救命現場に出場し、必要な活動を行った際に支給する手当について、実動に応じて支払う仕組みへと変更するとともに、支給額の見直しを行うものでございます。

そして2点目でございますが、令和6年第3回定例会——6月の定例会でございますが——においてお認めをいただいた災害地派遣手当について、消防庁の通知に基づき、立入禁止区域や退去命令の措置がされた区域で活動した場合に支給する手当の額を加えるものでございます。下段の表、改正後を御覧いただきたいというふうに思います。

初めに、災害出場手当は消火・救助のために出場した場合に支給するもので、出場1回当たり300円、救急業務も同じく300円といたしますが、救急救命士にあっては500円といたします。

次に、救急救命業務手当は、救急救命士がブドウ糖投与や気管挿管などの措置、改正条例では救

急救命士法施行規則第21号各号に掲げる救急救命措置というふうに規定をさせていただいておりますが、これらの措置を行った場合に支給する手当となります。1措置当たり500円といたしました。

最後に危険作業手当です。出場した職員が高所作業や入水作業など、任命権者が定める危険作業に従事した場合に支給する手当で、1作業当たり500円としました。

また、災害地派遣手当については、立入禁止区域など著しく危険な区域において活動を行った場合に、1日につき2,160円を支給する規定も加えるものでございます。

施行日は、令和7年4月1日としております。

続きまして、議案第13号をお願いいたします。

議案第13号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、契約事務処理誤りに関し、その管理監督責任がある市長、副市長の給料の額について減額措置を講ずるため、この条例を定めようとするものでございます。

資料を御覧いただきたいと思います。

議案の概要につきましては、この後、報告第1号、これは和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分 of 報告となりますが、こちらにて報告を申し上げますが、その監督責任から市長、副市長の給料の額について減額措置を講じようとするものでございます。

2の改正内容を御覧いただきたいと思います。

初めに、市長の給料の減額措置についてです。令和7年4月に支給すべき給料の月額、この額については、郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例に定める額82万9,000円から市長等の給料の月額の特例に関する条例により、20%を減じた額として66万3,200円になります。こちらからさらに13万7,500円を減じ、減額後の支給額は52万5,700円とします。減額する額は、損害賠償の額の2分の1に相当する額としております。

次に、副市長の給料の減額措置についてでございます。同じく、令和7年4月に支給すべき給料の月額、同様に特別職職員の給与条例に定める額66万4,000円から、特例条例により15%を減じた額として56万4,400円になりますが、こちらからさらに6万8,750円を減じ、減額後の支給額は49万5,650円といたします。減額する額については、損害賠償の額の4分の1に相当する額とさせていただきます。

この条例は、公布の日から施行させていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第14号 郡上市税条例及び郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の

提供に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市税条例及び郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

本議案は、今ほど提案理由で申しました法律の改正によりまして、2つの条例に引用する条項のずれが生じたため、これを整備する条例改正です。

法律改正では、マイナンバーカードに格納されている氏名、生年月日、住所、性別、個人番号、顔写真などの情報をカード代替電磁的記録と定義し、これら情報をスマートフォンに格納できるように、新たに法第2条第8項が追加されました。これにより、条例に引用する項に、1項ずつずれが生じたための規定整理であります。

新旧対照表を御覧ください。1ページ目の第1条でございますが、税条例第36条の2第9項に引用します法の第2条第15項を1項ずれまして、同条の第16項に改めます。下のほうに行きまして、第2条は個人番号利用等の条例でございますが、第2条第2号に引用する法律の第2条第8項を同条の1項繰り下げ、第9項としまして、2ページ目にまたがっておりますが、第3号、第4号に引用する法律条項についても1項ずつ繰り下げる改正を行おうとする改正条例でございます。

附則におきましては、施行日を定めてございます。改正法の施行日である令和7年4月1日としております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 兼山消防長。

○消防長（兼山幸泰） それでは、議案第15号をよろしくお願いいたします。

議案第15号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部の改正に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものでございます。

資料を用意させていただきましたので御覧いただきたいと思います。

一般職の職員の給与に関する法律が改定されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令において、非常勤消防団員等の補償基礎額の改定と、扶養に係る補償基礎の加算額の改定を行うものでございます。

改正概要でございますが、補償基礎額の改定は2点ございます。

1つ目に、令第2条第2項第1号、別表関係の補償基礎額表でございますが、御覧いただきたいと思ひます。被災した団員の基礎額は、災害が発生した日において、そのものが属していた階級と勤務年数によって定められた額となります。階級と勤務年数による区分は、補償基礎額表のとおりでございます。

団長及び副団長を例に説明いたしますと、団長及び副団長の勤務年数10年未満の場合は、1万2,500円から1万2,900円への400円の増額となります。以下同様の解釈をもって御理解をいただきたいと思ひます。

次に、令第2条第2項第2号、こちらにつきましては、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円へ、最高額を1万4,200円から1万4,500円へ引き上げるものでございます。

なお、消防作業従事者とは、消火作業や救急作業を実施していただいた民間人の方を指すものでございます。

次に、扶養に係る補償基礎額の加算額の改定について御説明申し上げます。

表中第1号配偶者を例に説明しますと、令和6年度において補償基礎額に217円加算されていたものが、令和7年度では100円加算されることとなり、前年と比べ117円の減額となります。第2号、ここにあつては50円の増額、第3号から第6号にあつては、変更はございません。

施行日につきましては、令和7年4月1日でございます。

続いて、議案第16号 郡上市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものでございます。

資料のほうを御覧いただきたいと思ひます。

消防団員の退職報償金の勤務年数区分に、新たに35年以上の区分を追加するものでございます。

団長を例に説明をいたしますと、勤務年数の区分に、新たに30年以上35年未満と35年以上の区分を追加いたしました。金額につきましては107万9,000円でございます。

以下、階級区分、副団長から団員までは同様の解釈をもって御理解をしていただきたいと思ひますのでよろしくお願いいたします。金額につきましては、それぞれ記載の金額となります。

施行日は、令和7年4月1日となります。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 齋藤監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（齋藤貴代） それでは、議案第17号の説明をさせていただきます。

郡上市監査委員条例の一部を改正する条例について。

郡上市監査委員条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとする。

次のページに改正部分の第3条の新旧対照表がございますが、説明は、3ページ目の資料のほうでさせていただきたいと思いますので、そちらを御覧ください。

1番の趣旨ですけれども、地方自治法の改正によって、引用条文に条ずれが生じたために、本条例の引用箇所を改正するものでございます。

2つ目の内容です。改正部分は、記載のとおりですが、この3条には、監査委員は地方自治法や地方公営企業法に基づく監査の請求や要求があったときは、7日以内に監査に着手しなければならないことが定められておりまして、その引用元の地方自治法において、新たに条文が追加されたために条ずれが生じたものでございます。内容的に変更が生じるものではございません。

3番目の施行日ですが、地方自治法の一部を改正する法律、附則第1条第3号に定める日からとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（森藤文男） ここで、議案第18号から議案第38号までの議案説明が、まだ残っておりますが、ここで昼食のため暫時休憩をします。再開は13時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

（午前11時49分）

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

（午後 1時00分）

○議長（森藤文男） 議案第18号から議案第38号までの説明を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） それでは、説明をさせていただきます。

議案第18号 郡上市温泉スタンドの設置及び管理運営に関する条例の廃止について。

郡上市温泉スタンドの設置及び管理運営に関する条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由ですが、郡上市温泉スタンドを普通財産とするため、この条例を定めようとする。

おめくりいただきまして、資料のほうで説明をさせていただきます。提案理由になりますが、和良温泉スタンドにつきましては、平成16年に設置し、利活用をしておりました。しかしながら、この温泉スタンドという施設の性質上、観光としての利用が見込まれないという状況になっており、施設の設置目的からかけ離れた状態となっておりました。このため、今後につきましては、本条例を廃止し、普通財産化することによって、無料での使用形態を想定して提案させていただきました。

施行日につきましては、令和7年4月1日からという形でお願いしたいと思います。

続きまして、議案第19号 郡上市温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、日本まん真ん中温泉子宝の湯を普通財産とすること及び郡上市温泉施設の使用料を改めるため、この条例を定めようとするものです。

資料のほうで説明をさせていただきます。こちらの本条例の改正につきましては、主に2点の改正を行わせていただきたいと思います。

1点目につきましては、これまで議員の皆様方には御報告させていただいております美並町地内にあります日本まん真ん中温泉子宝の湯についてです。

当該施設については、現在、今後の利活用を検討、調整を行っており、その方向性としましては、民間事業体への貸付けを考えております。このため、本条例からの削除を行い、普通財産化させていただきたいと思います。

2点目につきましては、近年の燃料費や物価の高騰、人件費の上昇により、各施設の運営に係る費用が増大化しております。よって、今後の健全な施設運営を図っていくため、施設利用料を改正させていただきたいと思います。

施設利用料の改正案について説明させていただきます。資料の2のところを見ていただきたいと思います。本条例について、近年では、平成24年に当時の燃料価格の高騰、市内の他の温泉施設の利用料金の上限額との整合性を図るために改正を行っております。その後、令和元年の消費税率の変更による改正を行っております。

現時点としましては、大人が660円、子どもが350円、明宝温泉湯星館にあります岩盤浴につきましては720円となっておりますものを、それぞれ880円、500円、990円に改正させていただきたいと思います。

この使用料の改正につきましては、3にあります県内、特に、中濃圏域にあります入浴施設の利用料を参考とさせていただくとともに、4にあります燃料費や消費者物価指数の上昇率、人件費の変

動等を基に算定させていただきました。

なお、使用料金の額につきましては、上限額とさせていただいており、指定管理者により、この上限額までの中で適正な管理運営ができるとする額を設定できるものとしております。

このように、使用料金を設定する際には、市との協議の上で決定させていただきます。

参考としまして、今回の改正の対象となります各施設の利用者数、経営状況の概略を5にて説明しておりますし、末尾に各施設の位置図等をつけさせておりますので、御確認ください。

なお、施行日につきましては、交付の日とさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第20号 郡上市郡上八幡博覧館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市郡上八幡博覧館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由ですが、郡上八幡博覧館の駐車料等を改めるため、この条例を定めようとするものです。

同じく資料のほうで説明をさせていただきます。今回の条例改正につきましては、主に2点の改正をさせていただきたいと思います。

1点目ですが、現在、郡上八幡博覧館において実施しております郡上おどりの実演等につきましては、これまで実演を特別の企画というような位置づけをしておりませんでしたので別途料金を徴収することができませんでした。これを今回、第6条2号におきまして、特別の企画により展示する資料の後に、「等」という文字を追記させていただき、これを、この改正によりまして、郡上おどりの実演実施に対する料金を徴収できるものとするのでございます。

2点目としましては、駐車場料金の改正をさせていただきたいと思います。現在の駐車場利用料金につきましては、資料の3にありますとおり、平成17年以降、消費税率の変更に伴う改正のみを行っており、令和元年以降の普通車の利用料金が320円、大型バスが2,100円となっております。こちらにつきましては、それぞれ550円、2,750円とさせていただきます。

こちらにつきましては、資料の4にあります八幡町市街地のほかの駐車場の利用料金や、5にあります物価指数、最低賃金等の上昇率等を勘案して設定しております。同様に、こちらにつきましても上限額での設定とさせていただきました。

なお、当該施設の入館者数や駐車場の利用状況につきましては、資料の6に示しておりますし、末尾のほうに施設及び駐車場等の位置関係のほうを提示させていただいておりますので御確認くださいようお願いします。

施行日につきましては、交付の日からとさせていただいております。

続きまして、議案第21号 郡上市郡上八幡サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市郡上八幡サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、郡上八幡サイクリングターミナルの使用料を改めるため、この条例を定めようとするものです。

資料のほうで説明させていただきます。今回の条例改正においては、郡上八幡サイクリングターミナルの宿泊使用料及び休憩、研修室の使用料を改正させていただきたいと思います。

サイクリングターミナルにおいては、平成21年以降、消費税率の変更に伴い、平成26年及び令和元年に改正させていただいておりますが、税率分の改正のみとなっております、近年の物価高騰や人件費の上昇等、経費の増大に対応できるものとなっていないことから改正させていただきたいと思います。

また、これまで料金体系で設定のありませんでした1人使用の場合における料金を新たに設定させていただきたいと思います。各料金につきましては、資料の2に記載しておりますが、使用料においては、一般、いわゆる大人の方の宿泊使用料が、令和元年以降において4,190円、中学生が3,040円、4歳以上小学生までが2,420円となっております。こちらにつきまして、複数人の使用によります場合においては、それぞれ6,600円、4,840円、3,850円とし、新たに設けさせていただきます1人使用の場合においては、それぞれ8,800円、6,490円、5,160円とさせていただきたいと思います。

また、休憩の場合の利用、休憩利用の場合、研修室の使用、自転車の使用料については、項目が多いものですから資料のほうで示させていただきますので、よろしくお願いします。

料金の算定根拠としましては、他の提出議案と同様に、物価指数や最低賃金の上昇状況、こちらを基に上限額として算定しております。

なお、当該施設の最近の宿泊、施設利用、食事利用人数の推移及び経営状況につきましては5に、施設の位置につきましては最終ページに示しておりますので御確認ください。

施行日につきましては、交付の日からとさせていただいております。

続きまして、議案第22号 郡上市郡上八幡旧庁舎記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市郡上八幡旧庁舎記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、郡上八幡旧庁舎記念館の使用料及び駐車料を改めるため、この条例を定めようとするものです。

資料のほうで説明させていただきます。本条例の改正につきましては、主に2点の改正をさせていただきますと考えております。

1点目は、旧庁舎記念館内にあります各施設の利用料金の改正となります。旧庁舎記念館においては、平成21年以降、消費税率の変更に伴う料金改正を行ってききましたが、直接の施設運営に必要な部分の料金改正は行っておりませんでした。今回、資料の2にありますように、旧庁舎記念館内の会議室の利用料金を改正させていただきたいと思います。

金額については、種別が多く、全て説明を申し上げることはできませんが、小会議室を例に説明させていただきますと、午前の部分を550円から770円に、午後を780円から1,100円、夜間が1,100円から1,540円とさせていただきます。

また、旧庁舎記念館前及び裏にあります駐車場についても、資料の表のとおり、入庫1時間までを150円から220円に、その後の30分50円を60分に変更し100円、夜間について60分50円を120分に変更しまして100円とさせていただきます。

料金の算定根拠としましては、他提出議案と同様に、物価指数や最低賃金の上昇状況の基に、上限額として算定しております。

5において、近年における当該施設の入館者数、駐車台数、また旧庁舎記念館の経営状況を挙げさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

施行日につきましては、交付の日からとさせていただきます。

続きまして、議案第23号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の使用料を改めるため、この条例を定めようとするものです。

資料により説明させていただきます。本条例につきましては、昨年9月議会において、地域内のパターゴルフ場を多目的広場への変更とする改正をさせていただいたところです。今回の条例改正においては、当該施設の使用料について改正させていただきたいと思います。

これまで上程させていただいております各条例案と同様に、本施設においても、平成26年及び令和元年の税率改正に伴う使用料改正を行っておりますが、資料の3にあります市内の同様施設の使用料金に比べますと安価であること、同じく4にあります消費者物価指数及び最低賃金の上昇等を

加味しまして、今後の施設の適正な運営のために使用料金の上限額を改正させていただきたいと思
います。

改正する額につきましては、資料の2のとおりになりますが、コテージについて、上限額を1棟
当たり2万5,300円から4万700円に、花広場、オートキャンプ場になりますが、こちらにつきまし
て、一区画3,300円から5,500円に、利用料について、1人当たり1,100円から1,650円に、野外ス
テージにつきましては1時間当たり2,520円から3,300円へと改正させていただきたいと思いま
すのでよろしくお願いします。

参考としまして、資料の5に、近年の当該施設の利用状況と収支、末尾のほうに当該施設の位置
図のほうを記載しておりますので御確認いただきたいと思います。

施行日につきましては、交付の日からとさせていただきます。

続きまして、議案第24号 郡上市和良運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例について。

郡上市和良運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるも
のとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、郡上市和良運動公園の使用料を改めるため、この条例を定めようとするものです。

資料のほうで説明させていただきます。和良運動公園には、屋内外のゲートボール場や、同じく
屋内外のテニスコート、屋外多目的広場、レストラン、野外貸店舗等が整備されておまして、指
定管理により管理運営しております。

当該施設の使用料金につきましても、平成17年以降においては、消費税率の変更に伴う料金改正
を行ってきたのみで、物価や人件費等の変動に伴う改正を行ってきておりません。

各使用料金額については、資料の2の記載のとおりですが、こちらにつきましても、一事例とし
まして、屋内コート1のほうで説明させていただきたいと思います。平成17年以降、平成26年の消
費税率8%、令和元年の消費税率10%に対応するように料金改正を行っており、現在は、1時間当
たり740円となっております。こちらにつきまして、同じく1時間当たりについて880円とさせてい
ただきたいと思います。

料金の算定根拠につきましては、先ほど来の提出議案と同様となっております。

なお、その他の当該施設にありますテニスコート等につきましても、資料の2のほうにあります
表のとおり改正させていただきたいと思いますし、算定根拠についても同様となっておりますので
お願いします。

資料の5におきまして、近年の施設利用者数や経営状況、末尾のページに位置図等をつけており
ますので御確認いただきたいと思います。

施行日につきましては、交付日とさせていただきます。

続きまして、議案第25号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市和良川公園オートキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、郡上市和良川公園オートキャンプ場の使用料を改めるため、この条例を定めようとするものです。

資料のほうで説明させていただきます。郡上市和良川オートキャンプ場についても、平成17年以降、消費税率の改正に伴う使用料金の改正は行っておりません。当該施設の使用料金の改正額につきましては、資料の2に記載しておりますが、オートキャンプサイトにつきましては、現在、1区画が、通常時においては3,160円、繁忙期となりますゴールデンウィークとお盆の期間につきましては5,240円としておりましたが、今回は、通常時、繁忙期の分けを行わず、通年として7,700円とさせていただきます。また、フリーサイトにおいて、これまでの3,160円を5,500円にさせていただきます。

これらにおける使用人数は、基本5人までとさせていただきます。これを超える場合におきましては、1人当たり1,060円の使用料金を頂いておりますが、こちらのほうを1,650円に改正させていただきます。

デイキャンプにおいては、1人当たりこれまで3,210円でしたが、こちらについて1,100円とさせていただきます。

料金の算定根拠につきましては、他の提出議案と同様ですので割愛させていただきます。

資料の5及び最終ページにおきまして、近年の施設利用者数及び経営状況、位置図のほうを添付しておりますので御確認ください。

施行日につきましては、交付の日よりとさせていただきます。

続きまして、議案第26号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市和良大月の森公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由ですが、郡上市和良大月の森公園キャンプ場の使用料を改めるため、この条例を定めようとするものです。

資料のほうで説明をさせていただきます。改正理由及び使用料の算定につきましては、これまで

説明させていただきました他の条例改正議案と同様となります。本施設については、資料の2にありますように、コテージやバンガロー、テントサイト等がありますが、これらにつきまして、現状、コテージの小が1棟当たり1万5,720円、コテージ中が同じく2万960円、バンガローが8,390円、テントサイトが3,160円、デイキャンプが1人当たり320円、研修棟が、2時間当たりになりますが、1,570円となっておりますが、これをそれぞれ2万7,500円、3万6,300円、1万5,400円、5,500円、1,100円、2,200円とするとともに、テントサイトにつきましては、5人までを当該料金としまして、以降1人増加するごとに1,650円を徴収させていただくこととします。

また、条例改正案にありますように、備考欄において、各施設の定員表記を行っておりますが、改正前については、大人と子どもの表記、さらに何人程度という表記をしておりましたが、改正後におきましては、何人用という形で表記を改めさせていただきます。

こちらにつきましては、程度という表記が漠然としたものでしたので、施設定員というものを明確化する形で改正させていただきたいと思います。

料金の算定根拠等につきましては、これまでの提出議案と同様の物価指数や最低賃金の上昇状況を基に、上限額として算定しております。資料の5及び最終ページにおいて、近年の施設利用者数、経営状況、位置図を添付しておりますので御確認いただきたいと思います。

施行日につきましては、交付日からという形でよろしくをお願いします。

続きまして、議案第27号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の使用料を改めるため、この条例を定めようとするものです。

資料によって説明させていただきます。今回の条例改正につきましては、宿泊料及び会議室等の施設使用料の改正をさせていただきたいと思います。

また、本条例の各料金につきまして、現状としましては、税抜きでの表示となっておりますが、他の条例が、ほぼ税込表記となっておりますことから、本条例の価格表記についても税込表記に変更させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

各料金につきましては、資料の2に記載しておりますが、宿泊料のAについて、現状としましては2万7,000円、こちらは税抜きですので、税込価格としますと2万9,700円。B室につきましては、税抜きで2万円、税込みが2万2,000円。C室においては1万6,000円で、税込みが1万7,600円となっておりますが、改正後におきましては、それぞれ税込みになりますが、4万700円、3万3,000

円、2万8,600円となります。

また、会議室の使用料金につきましては、項目が多いものですから、事例として説明させていただきますが、1階の大会議室、いわゆるコンベンションルームですが、現状ですが、全面利用として4時間までが8万円。こちらも税抜きですので、税込みが8万8,000円。全日利用として16万円、税込みですと17万6,000円となっておりますものを、それぞれ税込みで10万7,800円、21万5,600円とさせていただきたいと思います。

加えまして、条例改正後の備考欄には、施設利用料において、食事利用の際には、使用料の減額、または免除できる旨を変更し、表記させていただいております。

料金の算定根拠につきましては、他の提出議案と同様に、物価指数や最低賃金の上昇状況を基に、上限額として算定しております。資料の5及び最終ページにおいて、近年の施設利用者数及び経営状況、位置図等をつけておりますので御確認いただきたと思います。

施行日につきましては、交付の日からとさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○議長（森藤文男） 遠藤環境水道部長。

○環境水道部長（遠藤貴広） それでは、議案第28号をよろしく申し上げます。

郡上市下水道条例の一部を改正する条例について。

郡上市下水道条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日、郡上市長 山川弘保。

提案理由でございます。下水道法施行令の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものであります。

新旧対照表下線部を御覧ください。本条例のうち、特定事業上の除外施設等を定める第11条第10号の中で、放流水の排除基準のうち、大腸菌群数を大腸菌数に改定するものであります。下水道法施行令の改正により、放流水質の技術上の基準のうち、大腸菌群数として定められていたものが、大腸菌数に改定されたことに伴い、影響する本条例の第11条第10号を改定するものであります。

大腸菌群数は、多様な細菌の集合体であり、人体に無害の種も含まれる一方、大腸菌には大腸に特有な細菌であり、水質検査の近年の技術の進化により、大腸菌の定量的な分析が容易になったことから法施行令の改正がされたものであります。

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

続きまして、議案第29号をお願いします。

郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由でございます。郡上市污水处理施設整備構想に基づき、相戸地区農業集落排水処理施設を、下水道の美並中央クリーンセンターに事業統合するために、この条例を定めようとするものでございます。

資料をお願いします。下水道の統合事業につきましては、下水道事業の経営の健全化や安定化を目的に、郡上市污水处理施設整備構想に基づき、農業集落排水の設備を特定環境保全公共下水道等に統合を進めておるものでございます。

3の全体計画の表のとおり、令和元年度から計画的に進めておりますが、令和6年度に美並地域の相戸の統合が完了することから、本条例から相戸の処理施設を削除するものであります。

この条例は、令和7年4月1日から施行となります。

続きまして、議案第30号をお願いします。

郡上市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由でございます。水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定を整理するために、この条例を定めようとするものであります。

水道法により、水道事業者、いわゆる郡上市ですと環境水道部には、水道の布設工事を実施する際には、学歴に応じて定められた経験年数を有する布設工事監督者を配置する必要があるほか、水道の管理について技術上の業務を担当するために、資格要件を満たした水道技術管理者を配置しなくてはなりません。昨今、全国的に法の基準の経験年数を満たす水道技術者の確保が困難となっていることから、資格要件の経験年数に、例えば、下水道ですとか土木等の技術経験も一定程度含むことができるように規制緩和がされることとなりました。この改正によって影響を受ける当該条例を改定するものであります。

新規対照表を御覧ください。第3条では、布設工事監督者の資格要件が定められており、6ページからの第4条では、水道技術管理者の資格要件が定められております。いずれも、法等の規制緩和に合わせて、資格要件を拡充するように改定をするものであります。

この条例は、令和7年4月1日から施行となります。

続きまして、議案第31号 郡上市水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

郡上市水道事業給水条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由でございます。水道料金を改めるために、この条例を定めようとするものであります。

この改正は、水道料金の見直し等をするための改正となります。

資料を御覧ください。まず1つ目は、手数料の改定です。これまで開栓時、休栓・廃止時に、それぞれ手数料として税抜500円を徴収してまいりましたが、休栓時には、お客様の転出に伴うケースも多く、転出先の金融機関で手数料が納付できないなど、そういった不具合が生じることがございました。こうしたことを受けて、他市の状況も勘案して、休栓・廃止時の手数料は無料とし、開栓時の手数料を1,000円とするように改定をするものであります。

2つ目は、水道料金の改定です。郡上市は、合併時に水道料金の統一を図ったものの、20年間にわたって一度も水道料金の改定を行っておりません。改定の必要については、②の1に示すとおり、例えば、耐震化等の施設更新の財源確保ですとか、更新工事の補助金を得るために補助要件を充足しなければならない、そして、一般会計からの繰入れに依存した経営から脱却することにより、経営の安定化を図るようなことが挙げられます。

郡上市の水道事業の方針を示した郡上市水道事業ビジョンに基づき、水道料金の全国平均値を念頭に、料金回収率80%を目標に料金改定の案を策定しております。

5の現行料金との比較を御覧ください。上段の表が基本料金20立米2か月当たりになりますけども、下段の表が基本料金の基本水量20立米を超えた後の従量料金の改定案となっております。

一般家庭用の口径13ミリを例に説明させていただきます。改定案では、補助金の交付要件を満たすよう、基本料金を、全国平均値を念頭に税抜き3,200円と設定しております。また、下段の従量料金では、これまでの実績値として、市内の給水戸数の平均使用料が、2か月当たり40立米から50立米が最も多いことを考慮しまして、50立米までの料金単価は、現在と同様の120円に据え置いております。

この料金の改定により、1年間の水道料金収入について、1億6,000万円程度の増収になると見込んでおります。

この条例は、令和7年6月1日からの施行を考えております。

施行日についての補足となります。6月、7月分の水道料金は、8月の徴収となります。したがって、新料金での御負担は8月の支払いのときからということを予定しております。

以上でございます。

○議長（森藤文男） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、議案第32号をお願いします。

郡上市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

郡上市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正

する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものです。

次のページからが新旧対照表で、その次に資料をつけておりますので、資料にて御説明いたします。

今回の議案第32号の改正と、次に提案をさせていただきます議案第33号においては、同一の改正内容を含んでおりますので、この資料においては、同一の改正内容について御説明をさせていただきます。

趣旨は、提案理由と同様となります。

改正内容です。1つ目は、連携施設経過措置の延長です。地域型保育事業の事業者は、連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園を適切に確保しなければなりません。確保が著しく困難であると市が認める場合は、新制度の施行日から10年を経過するまでの間、連携施設の確保をしないことができる措置を、下記表のとおり15年を経過する日とし、令和12年3月31日まで延長します。

2つ目、保育内容支援に係る連携施設の見直しです。連携施設の確保が著しく困難と市が認める場合であって、次の要件を全て満たす保育内容支援連携協力者を適切に確保すれば、当該連携施設を確保しないことができることとするものです。

改正の該当箇所は、条例第32号の第42条第2項、第3項、次に提案します第33号の第6条第2項、第3項です。

要件は、1点目、事業者と連携協力者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の明確化がされていること。

2点目、連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていることとなります。

3つ目、代替保育に係る連携施設の見直し。代替保育に係る連携協力について、市は代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合において、事業者による連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じて、なお、当該者の確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができることとするものです。

その他、引用部分の変更や項ずれなどの改正を行います。

施行期日は、令和7年4月1日です。

参考としまして、地域型保育事業連携施設に設定することができる施設の種類についてお示しし

ております。

続きまして、議案第33号をお願いします。

郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものです。

資料にて御説明をさせていただきます。第6条第2項第3号及び附則4の改正については、先ほど、議案第32号の資料にて説明しましたので、それ以外の部分について、この資料にて説明をさせていただきます。

趣旨は、提案理由と同様です。概要ですが、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を、事業所等で調理し、搬入する方法により行う際に求めている栄養士による必要な配慮について、栄養士または管理栄養士による必要な配慮とするものです。

改正内容です。栄養士法の改正により、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、改正後、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となりました。このことにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったことから、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができるように改正を行うものです。

表は、栄養士と管理栄養士の違いを示したのですが、表の一番下の段、栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設を卒業した者が、管理栄養士国家試験を受ける場合は、栄養士の免許を受けることが不要となったことになります。条例の該当箇所は、第16条第1項第2号です。その他、引用部分の変更や項ずれなどの改正を行います。

施行期日は、令和7年4月1日となります。

続きまして、議案第34号 郡上市高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について。

郡上市高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、郡上市高齢者福祉センターを普通財産とするため、この条例を定めようとするものです。

資料で御説明をさせていただきます。郡上市高齢者福祉センターの所在地は、白鳥町白鳥49番地1です。供用開始は昭和54年で、45年ほどが経過しております。室内への雨漏りが進行し、使用に大きな支障があり、漏電等が発生する懸念があることから廃止するものです。現在、施設を利用しているのは5団体ありますが、記載のとおり、白鳥庁舎などへ移転する予定となっています。

1 ページ戻った条文を御覧ください。附則、この条例は令和7年4月1日から施行します。

続きまして、議案第35号 郡上市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものです。

資料にて御説明させていただきます。

改正理由は、提案理由と同様です。

主な改正内容は、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化で、第2条第1項は、配置すべき職員の員数について地域包括支援センターが必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とするものです。

参考に示している表の一番右の列は、各職種において、65歳以上保険者の数による配置基準を郡上市に当てはめたものです。

第2条第2項は新設となります。

上記にかかわらず効果的な運営に資すると運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当する区域ごとの第1号被保険者の数を合算して、職員の配置基準を算定することを可能とする。

この場合、センターごとに、3職種のうち、いずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。

現在、郡上市では、センターの設置数は1つであるため、当該規定の影響はありません。

その他、附則第2条では、当該条例の改正によって影響を受ける郡上市指定介護予防支援の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の条項ずれを改正します。

新旧対照表の3ページを御覧ください。

附則です。この条例は公布の日から施行します。

続きまして、議案第36号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、国民健康保険事業の健全な財政運営を図るため、事業費納付金の確定係数及び標準保険料率に基づき、賦課方式及び税率を改めるため、この条例を定めようとするものです。

資料にて御説明をさせていただきます。

改正の背景です。

加入者は人口の減少などにより大幅に減少、それに伴って保険税収入も減少しています。一方で、1人当たりの医療費は増加傾向となっています。保険税の減少、医療費の増加に対して、基金や前年度繰越金で補ってまいりましたが限界にきています。

改正理由と改正内容です。

国保事業の安定した運営を行うためには、保険税率の見直しによる財源の確保が必要です。

保険税率については、県から示される事業納付金分を納付するための標準保険料率を参考に見直しを図るとともに、後期高齢支援分と介護納付金分の算定方式について、現在2方式としていますが、県内のほとんどの市町村で採用されている3方式に変更します。

表は、改定前税率と改定後税率の比較。

次のページには、均等割及び平等割の税率改定による軽減額の比較と、未就学児の税率改定による均等割の軽減額の比較です。

次のページに、影響について、世帯構成と世帯収入で区分したモデルケースでの試算を示しております。

それぞれの世帯構成において年額の増額となっており、増加額で最大7万4,613円、増加率で最大125.6%の増加となっております。

大きな増額となりますが、国保事業の健全運営を図るためのものでありますので、御理解をいただきたいと考えております。

なお、改正に当たりましては、郡上市の国民健康保険事業の運営に関する協議会に対して、令和7年度の保険税率等について諮問を行い答申をいただいております。

新旧対照表の9ページを御覧ください。

附則第1項、この条例は、令和7年4月1日から施行します。

第2項、この条例による改正後の郡上市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、議案第37号を説明させていただきます。

郡上市公民館条例の一部を改正する条例について。

郡上市公民館条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由は、高鷲南部公民館と高鷲北部公民館を統合し高鷲公民館とするため、この条例を定めようとするものであります。

最後のページ、資料にて説明させていただきます。

平成21年より、おおむね小学校区に1公民館の基準に基づき、高鷲南部公民館と高鷲北部公民館の2館体制で活動してまいりました。ただし、人口減少により参加者も減少していることで、公民館のイベント等は高鷲地域全域に募集をかけ実施しております。

そこで1館に統合し、人材不足や運営の効率化、活動内容も多様化を進めてまいりたいと考えております。

公民館の名称については高鷲公民館とし、場所は、たかす町民センターとし、館長1人、専任主事1人、主事は6人の体制で推進するものであります。

この条例の施行日は、令和7年4月1日からです。

続きまして、議案第38号 郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由は、白鳥文化ホールを普通財産とするため、この条例を定めようとするものであります。

最後のページ、資料にて説明をさせていただきます。

白鳥文化ホールは、築40年経過し、老朽化が著しく、特に空調設備が課題となっておりました。利用実績についても会議室としての利用はほとんどなく、白鳥ふれあい創造館が利用できること、ホール機能につきましては、他の地域の施設を利用することとして、廃止とすることとし、閉館し、普通財産とするものでございます。

この条例の施行日は、令和7年4月1日であります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第39号から議案第45号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（森藤文男） 日程42、議案第39号 令和6年度郡上市一般会計補正予算（第5号）についてから、日程48、議案第45号 令和6年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）についてまでの7議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第39号 令和6年度郡上市一般会計補正予算（第5号）について、議案第40号 令和6年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、議案第41号 令和6年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第42号 令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第43号 令和6年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第44号 令和6年度郡上市財産区特別会計補正予算（第2号）について、議案第45号 令和6年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

一般会計補正予算書の1ページを御覧ください。

令和6年度郡上市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億5,014万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ312億8,954万9,000円とする。

第2条、参ります。繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正による。

第3条、地方債の追加及び変更は、第3表 地方債補正による。

6ページの明許費へ飛びます。

繰越明許費の補正は追加です。金額は記載のとおりですので、繰越理由を説明させていただきます。

上から2つの長良川鉄道に係る事業は、ともに鉄道車両の修繕に時間を要し、年度内完了は見込まれないためです。

老人福祉施設整備事業は、高鷲保健福祉センターの改修工事について、アスベスト含有が発覚し、検査・除去工事に時間を要しているためです。

郡上偕楽園移転整備事業は、建設に係る補助金申請の必要条件の確認や養護棟として活用する旧校舎について、改修に関する諸条件等の確認に時間を要しております。

病院事業会計繰出金は、12月補正で計上をした経営改善事業について、年度内完了が見込まれないためです。

畜産担い手育成総合整備事業は、実績に応じて補助金返還が生じた事業で、国等への返還手続きが次年度に及びます。

県営経営体育成基盤整備事業は、河川内工事の施工可能な期間では県営事業の年度内完了が見込めず、繰越しとなったためです。

森林経営管理事業は、森林整備事業に関しまして、所有者の相続登記や境界立会いに時間を要したためです。

生活保全林整備事業、人家への倒木被害防止のための事業で、自治会からの要望箇所を確認したところ、複数箇所の整備が必要と判断し、実施箇所が増大したことによりまして繰越しです。

県単独林道整備事業、林道八幡高山線について、通行止めが必要な工事を地元調整した結果、次年度以降の実施要望があり年度内の完了が見込まれません。

過疎対策林道整備事業は、林道水馬洞線について、工事現場近くで森林施業をする事業者が工事中は施業できないということから、調整の結果で繰越しをいたします。

道整備交付金事業は、林道干田野石徹白線について、地権者の調整に日数を要しております。

農山漁村地域整備交付金事業、林道大杉線について、地権者との用地取得手続に日数を要しております。

森林整備推進林道整備事業、林道水沢上線について、工事現場近くでの森林施業に係る工事との調整ということであります。

市有林整備事業は、実施箇所は大和町の栗巣地内で、豪雪により事業の遅延が見込まれております。

ページ改めまして、道路新設改良事業、市道森会津線について、物件調査に不測の日数を要しております。

過疎対策道路整備事業、市道石徹白線ほか6つの路線について、地権者等との調整に時間を要したこと等が理由であります。

辺地対策道路整備事業、市道中川原線ほか3路線についての地元調整に時間を要しております。

社会資本整備総合交付金事業、市道大平線ほか5路線について、地権者との調整に時間を要しております。

道整備交付金事業、市道水沢上6号線について、工事の施工に関し通行規制に係る地元調整に時間を要しております。

道路メンテナンス事業、市道稲成田口線ほか1路線について、昨年12月付の国の補正内示に伴って予算計上しておりましたが、標準の工事日数を考慮すると年度内完了が見込まれません。

急傾斜地崩壊対策事業は、神路地内の工事について、地元調整に時間を要してございます。

河川自然災害防止対策事業は、小那比川ほか2河川について、出水期以降の工事着手の必要があることに加えまして、県との協議に時間を要しております。

消防活動経費は、新年度で採用する消防職員の貸与被服予算を今回の補正で計上しております。専用品のために生産に時間がかかる見込みであります。

学校給食センター施設整備は、高圧受電設備更新工事に使用するケーブル納品が遅延しております。

現年補助災害復旧事業、林業用施設は、林道川干線ほか5路線について、近隣で施業する事業者

との調整に時間を要してございます。

総額で9億1,275万5,000円の繰越しでございます。

次に、8ページをお願いします。

第3表の地方債の補正です。

1つ目は、上段の追加です。

単独災害復旧事業は、5月、6月豪雨による災害復旧分で追加です。

その下、公共事業等は、高鷲北部農道の確定の見込みによる追加とさせていただきます。

一般単独事業の地方道路等整備事業は、県管理道路改良の負担分。

その下、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業は、国の補正予算で実施する社会資本整備総合交付金事業や道路メンテナンス事業の財源として追加をいたしました。

個別の起債の限度額は記載のとおりで、総額で1億4,070万円の追加です。

2番目は変更です。

主に充当事業の金額の確定により増減をしてございます。

一般単独事業の緊急防災・減災事業は、変更後の額を、右側に参りまして、1億5,180万円に変更します。310万円の減です。減っております。

緊急自然災害防止対策事業は、限度額を1億2,430万円に、970万円の減。

脱炭素化推進事業は、390万円に、30万円の増。

辺地対策事業は、3億9,660万円に、5,860万円の減。

過疎対策事業は、11億6,080万円に、820万円の増。

臨時財政対策債は、4,190万円に、155万円の増。

総額で19億3,830万円に、6,140万円の、結果としては減になってございます。

起債の方法等は補正前と変わりません。

次に、国民健康保険特別会計の補正予算書をお願いします。

1ページ目でございます。

令和6年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ454万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,016万8,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,299万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,453万7,000円とする。

第2条、地方債の廃止及び変更は、第2表 地方債補正による。

13ページに飛んでいただきます。

第2表は地方債補正です。

1 つ目の廃止、辺地対策事業は、対象事業の見直しにより廃止を行ってございます。

2 番目の変更、過疎対策事業は、限度額、右参りまして、1,530万円に310万円の増額でございます。事業費の確定により変更をしております。

続きまして、介護保険特別会計補正予算書、1 ページをお願いします。

令和 6 年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,159万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億3,430万9,000円とする。

次に、介護サービス事業の特別会計補正予算書をお願いします。1 ページです。

令和 6 年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,485万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億6,347万8,000円とする。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算書をお願いします。

令和 6 年度郡上市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ491万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億5,796万9,000円とする。

続きまして、財産区の補正予算書をお願いします。

令和 6 年度郡上市の財産区特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ152万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億3,591万4,000円とする。

最後に、市民病院の補正予算書をお願いします。

第 1 条、令和 6 年度郡上市病院事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、収益的収入及び支出、予算第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

第 1 款は郡上市市民病院事業収益で、右に参りまして、補正予定額を1,870万円増額し、34億4,708万6,000円とします。

1 個飛ばして第 2 款国保白鳥病院事業収益を510万円増額し、13億2,953万3,000円とします。合計で補正予定額は2,380万円の増額でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） お諮りをいたします。ただいま説明のありました議案第39号から議案第45号までの 7 議案につきましては、会議規則第37条第 1 項の規定により、予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第39号から議案第45号までの 7 議案は、議

案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

なお、質疑につきましては予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略をいたします。

お諮りをいたします。ただいま予算特別委員会に審査を付託いたしました議案第39号から議案第45号までの7議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、2月28日午後4時までに審査を終了するように期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会に審査を付託いたしました。議案第39号から議案第45号までの7議案は、2月28日午後4時までに審査を終了するように期限をつけることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時20分を予定しておりますので、よろしくお願いします。

(午後 2時08分)

○議長(森藤文男) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 2時20分)

◎議案第46号から議案第58号までについて(提案説明・委員会付託)

○議長(森藤文男) 続いて、日程49、議案第46号 令和7年度郡上市一般会計予算についてから、日程61、議案第58号 令和7年度郡上市病院事業会計予算についてまでの13議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長(加藤光俊) 議案第46号 令和7年度郡上市一般会計予算について、議案第47号 令和7年度郡上市国民健康保険特別会計予算について、議案第48号 令和7年度郡上市介護保険特別会計予算について、議案第49号 令和7年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、議案第50号 令和7年度郡上市駐車場事業特別会計予算について、議案第51号 令和7年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について、議案第52号 令和7年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、議案第53号 令和7年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第54号 令和7年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について、議案第55号 令和7年度郡上市財産区特別会計予算について、議案第56号 令和7年度郡上市水道事業会計予算について、議案第57号 令和7年度郡上市下水道事業会計予算について、議案第58号 令和7年度郡上市病院事業会計予算について。

上記について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

当初予算の総括表を御覧ください。

まずは各会計の予算額を読み上げまして、提案に代えさせていただきたいと思っています。

一番上の一般会計からです。

令和7年度の列で、277億8,800万円。

1つ飛びまして、特別会計の国民健康保険特別会計45億5,373万2,000円。

同じく会計の直営診療施設勘定は3億6,312万3,000円。

介護保険特別会計45億9,341万4,000円。

介護サービス事業特別会計8億2,027万4,000円。

駐車場事業特別会計395万1,000円。

青少年育英奨学資金貸付特別会計2,389万円。

鉄道経営対策事業基金特別会計87万7,000円。

後期高齢者医療特別会計7億6,762万6,000円。

小水力発電事業特別会計8,045万4,000円。

財産区特別会計1億3,680万3,000円。

一般会計と特別会計の合計で、391億3,214万4,000円です。

企業会計に参ります。

水道事業会計の収益的収支が13億2,339万6,000円、資本的収支12億7,790万円。

下水道事業会計が収益的収支22億1,782万8,000円、資本的収支16億2,312万9,000円。

病院事業会計の収益的収支45億7,898万円、資本的収支5億9,647万9,000円。

全会計の合計で、507億4,985万6,000円でございます。

会計ごとの増減の額、率は、総括表に記載のとおりでございます。

なお、資料下段に記載してございますとおり、令和6年度当初予算は、市長の改選が見込まれましたので、大規模事業や新規事業を計上しないとする、いわゆる骨格予算といたしました。このため、山川市長就任後、6月補正後の予算を肉づけ予算として、これを基に当初比較をさせていただいております。

肉づけ予算と当初予算の比較を参考に掲載してございますのでお願いします。

審議に際しましては、予算書に加えまして、事業概要説明一覧表などの資料をお配りしますので、併せてお目通しいただきまして、議会日程に従い、各部から事業内容等について説明を行いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（森藤文男） お諮りをいたします。ただいま説明のありました議案第46号から議案第58号ま

での13議案につきましては、会議規則第37条第1項の規定により予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第46号から議案第58号までの13議案につきましては、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

なお、質疑につきましては予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略をいたします。

お諮りをいたします。ただいま予算特別委員会に審査を付託しました議案第46号から議案第58号までの13議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、3月19日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会に審査を付託しました議案第46号から議案第58号までの13議案は、3月19日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

◎議案第59号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程62、議案第59号 郡上市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 議案第59号をお願いいたします。

郡上市過疎地域持続的発展計画の変更について。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、郡上市過疎地域持続的発展計画を次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

過疎対策につきましては郡上市過疎地域持続的発展計画を策定いたしまして、市内全域を対象として各種事業を進めておるところでございます。

これら事業の推進に際して活用できる過疎対策事業債は、充当率100%で交付税措置が70%という非常に有利な起債でございますので、ソフト事業を含め幅広く活用できることから、当計画では令和3年から令和7年度までを計画期間として可能な限りの事業を盛り込んで策定をしております。

この計画について、事業の追加・中止を行おうとする場合や、目標・達成状況の評価に関する事項を変更しようとする場合など、計画全体に及ぼす影響が大きい変更については、議会の議決を得

た上で、変更後の計画を主務大臣宛てに提出するというふうになっております。

今般、本年度の借入れのため必要な事業の追加など、議決が必要な変更が生じたので、議案として提出をさせていただくものでございます。

それでは、議案書の一番最後のところに資料をつけておりますので、そちらを用いまして説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

資料をおめくりいただきまして、1ページ、2ページでございますが、こちらは章ごとの主な変更内容を示した総括表となりますので、御覧おきをいただければというふうに思います。

3ページ以降が新旧対照表となりますが、表中、左側が変更後、右側が変更前でございます。下線を引いてありますところが変更点となります。

なお、今回議会の議決が必要な変更というのは、第8章の医療の確保というところにおいて、過疎地域持続的発展事業、いわゆる過疎ソフト事業として市民病院経営効率化事業を追加しようとするものでございます。

後ほど説明をさせていただきます。

また、本変更と併せまして、記述の修正など議決を要しない軽微な変更も行っておりますので、本日はこれらを含めて、主要なものについて説明をさせていただきます。

3ページから5ページの中ほどにかけての変更でございます。

こちらについては、第1章、基本的な事項の部分で、文言の修正、また文書の統一といった変更となります。修正となりますので、よろしくお願いいたします。

おめくりをいただきまして、5ページ中ほどの表を御覧いただきたいと思います。

第5章の交通施設の整備、交通手段の確保の中の道路施設に関する計画となりますが、事業内容に、大和地域における市道万場56号線改良を追加するものでございます。

続いて、6ページ上段の表を御覧ください。

こちらは、第6章、生活環境の整備になりますが、水道施設の事業内容に、美並地域の施設改良事業及び白鳥地域の更新事業を追加するものでございます。

6ページの下段から7ページにかけての表は、第8章、医療の確保に関する計画となります。

まずは、6ページのほうですが、事業内容に、市民病院の非常用自家発電装置の更新、続いておめくりをいただいたところでございます。上のところでございますが、国保和良診療所の中央監視装置の更新を追加いたします。

そして、先ほど申し上げました議決を要する変更点となりますが、事業名のところに、(3) 過疎地域持続的発展事業、これを追加いたしまして、郡上市民病院経営効率化事業を事業内容として加えるものでございます。

本事業は、郡上市民病院経営強化プランの目的達成のため、医療機関専門の経営アドバイザーや

医師、看護師からなるヘルスケアチームを編成し、市民病院の在り方及び経営改善計画の策定を実施するものでございます。

続いて、7ページ下段になります。

第9章、教育の振興に関する変更となります。

事業計画の表中、学校教育関連施設の事業内容に、美並小学校統合整備事業を追加するものでございます。

8ページの第11章、集落の整備、そして次のページ、9ページの第12章、再生可能エネルギーの利用の促進に関しましては、文言の修正などを行うものとなります。

そして、9ページの中段以降の表になります。

こちらは、第14章、過疎地域持続的発展特別事業、これは過疎ソフト事業でございますが、これを歳計している表でございます。

これまで申し上げました過疎ソフト事業の追加や変更につきまして、この表でも同様の修正を行っております。

以上が変更の主なものでございますが、変更案につきましては、県との協議を経て本議会に上程させていただいておりますことを申し添えます。

以上、説明とさせていただきます。御議決を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第59号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第59号につきましては委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第59号について、原案のとおり可とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第60号及び議案第61号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程63、議案第60号 辺地総合整備計画の策定について及び日程64、議案第61号 辺地総合整備計画の変更についての2議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、初めに、議案第60号をお願いいたします。

辺地総合整備計画の策定について。

辺地総合整備計画を次のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

資料を用意しておりますので、御覧をいただきたいというふうに思います。

郡上市には、現在、全部で6つの辺地がございます。それぞれに辺地総合整備計画を策定し、財源として辺地対策事業債を活用しながら、公共的施設の整備を進め、辺地の振興、生活水準の格差是正などに取り組んでいるところでございます。

この計画が本年度をもちまして終了することから、新たに令和7年度から令和11年度の5か年間の計画を策定するものでございますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、資料により説明をさせていただきますが、まずは1ページを御覧いただきたいと思えます。

辺地の概要であったりとか、特別措置の内容、そのあたりについてから説明をさせていただきますと思えます。

辺地とは、人口や地価、駅や主要公共施設までの距離など、政令で定める要件に基づきまして、機械的に算出した辺地度点数が100点以上となる地域のことを指します。

この辺地において公共的施設を整備する場合は、充当率100%で交付税の措置が80%という非常に有利な辺地対策事業債を活用することができます。

次に、辺地総合整備計画を策定しようとする辺地についてでございますが、3、辺地総合整備計画の策定についてにお示しをしておりますとおり、令和3年に過疎地域が拡大されたことによって、現行の郡上中部、郡上南部の2つの辺地が要件を満たさなくなったため、県との協議・確認を行った上で、今般、郡上北部、郡上西部、郡上東部、郡上東部田平の4つの辺地とさせていただくこととしました。

2ページを御覧いただきたいと思えます。

これら4つの辺地における事業計画の集計を載せております。

上段の表にございますように、次期計画では、事業費の総額が26億4,506万2,000円、辺地対策事

業債の予定額、表の一番右端のところでございますが、19億9,890万円となります。

また、下の表は、今年度が最終年度となります現行計画の事業の実績見込みとなりますが、これらの総事業費の見込額は38億8,711万7,000円でございますので、総事業費の比較で12億4,205万5,000円の減額というふうになります。

これについては、過疎地域の拡大に伴って2つの辺地区域が対象外となった影響が大きいものと考えております。

3ページには、区域図を示しておりますが、現行の辺地エリアをそのまま引き継いでいった状況でございます。

5ページからは、それぞれの辺地における施設名や事業名、年度ごとの事業内容や事業費などを記載しておりますが、これらの事業につきましては、国・県の補助事業や今般の新年度予算など、できる限りの整合性を図って本計画に盛り込んでいるところでございます。

それでは、11ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは、郡上北部辺地の合計というところを表しているところが、この表の一番下の欄になります。

郡上北部辺地では、道路、林道、農道など8つの施設区分の整備に係る事業費を通算いたしまして、16億4,885万円。うち、辺地対策事業債の予定額は11億8,300万円となりました。

13ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは、郡上西部辺地でございます。

表の一番下を御覧いただきたいと思います。集計が出ております。

道路、林道の整備で2億2,580万円、辺地対策事業債の予定額は1億5,410万円でございます。

次に、17ページを御覧ください。

郡上東部辺地でございますが、道路、林道、自動車の施設区分の整備で総事業費7億4,141万2,000円、辺地対策事業債の予定額は6億4,890万円でございます。

最後に、18ページを御覧いただきたいと思います。

郡上東部田平辺地についてでございます。

道路、農道施設整備の合計で2,900万円、辺地対策事業債の予定額は1,290万円となりました。

なお、これらの事業内容の大まかな事業箇所については、次の19ページに、位置図に掲載をしておりますので御覧おきをいただければというふうに思います。

大変概略な説明ではございますが、個別の事業の実施に当たりましては、毎年度予算に計上し、議会の皆様に御審議をいただくこととなりますので、よろしく願いをいたします。

続いて、議案第61号 辺地総合整備計画の変更についてを説明いたします。

議案第61号 辺地総合整備計画の変更について。

辺地総合整備計画を次のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

資料を用意しておりますので、御覧ください。

現行の辺地総合整備計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画となっておりますが、各種施設、事業主体ごとに辺地対策事業債の予定額の範囲を超えるような場合、あるいは新たに施設を加えるような場合には、議会の議決を得た上で総務大臣に提出をしなければならないとされております。

今回は、6辺地のうち、3つの辺地について議会の議決が必要な変更が生じておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、今回が計画の最終変更となります。着手の見込みのない事業については、計画から除外することとしておりますので、あらかじめ御承知おきをいただければというふうに思います。

それでは1ページを御覧ください。

まずは、中部辺地に係る整備計画の新旧対照表となりますが、左側が変更前、右側が変更後の計画を記載しております。

まず、道路につきましては、事業費の確定や事業料の増加などによりまして、変更後の事業費を9,108万6,000円とし、辺地債の予定額を830万円増額いたします。

農道は、辺地債を充当しなかった事業、こちらを計画から除外したことなどによりまして、事業費を2億1,458万9,000円とし、辺地債の予定額を20万円減額いたします。

用水路につきましては、県営ため池等整備事業の事業費見直しによる増額等によって事業費を3,190万6,000円とし、辺地債の予定額を200万円増額いたします。

以上の結果、事業費の合計は14億4,056万5,000円となり、辺地債の予定額は1,010万円の増額となりました。

次の2ページから3ページにかけては、増減のございました事業の明細を掲載しておりますので、御覧おきください。

続いて4ページでございます。

郡上北部辺地でございます。

道路や林道、農道では、事業費の確定や見直し、また、辺地債の非充当事業を除外したことなどによりまして、事業費を減額するとともに、辺地債の予定額を減額する変更を行うものでございます。

診療施設では、内視鏡システムの更新を計画から除外したことによる減額変更、用水路について

は、辺地債の非充当事業を除外したことによる事業費の変更となります。

高齢者施設については、高鷲デイサービスセンターの空調・給湯設備工事の事業費の確定見込みによりまして、変更後の事業費を5,771万8,000円といたしまして、辺地債の予定額を500万円増額。

児童館については、エアコン改修工事の確定見込みによりまして、変更後の事業費を330万円とし、辺地債の予定額を20万円増額いたします。

以上の結果、事業費の合計は18億3,526万6,000円となりまして、辺地債の予定額は1,990万円の減額となりました。

次の5ページ、6ページには、増減のあった事業の明細を記載しております。

最後に7ページになります。

郡上南部辺地でございます。

道路では、事業費の確定や辺地債の非充当事業を除外したことによる事業費及び辺地債予定額の減額、林道は辺地債予定額のみ増額、用水路は事業費確定による変更を行います。

よって、事業費の合計は3億9,764万2,000円となりまして、辺地債の予定額は4,110万円の減額となります。

次の8ページには増減のあった事業の明細を、また9ページには、辺地対策事業に係る箇所図を添付しておりますので御覧おきをお願いいたします。

ただいま説明を申し上げた点を整理したものが議案の計画書となっておりますので、よろしく願いをいたします。

説明は以上となります。御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、議案第60号及び議案第61号の2議案を一括して質疑を行います。質疑がある場合は、議案番号を述べて質疑をしてください。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第60号及び議案第61号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第60号及び議案第61号につきましては委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議案ごとに討論、採決を行います。

議案第60号に対する討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

議案第60号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続いて、議案第61号の討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

議案第61号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第62号について（提案説明）

○議長（森藤文男） 日程65、議案第62号 財産の取得及び処分の変更について（家畜保護施設）を議題といたします。

説明を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） それでは、議案62号について御説明をさせていただきます。

最初に、この案件でございますけれども、令和6年の9月議会におきまして、財産の取得及び処分について、また、令和6年12月議会におきまして、財産の取得及び処分の金額の変更についてを議決いただいております。

今回は、この事業を完了いたしまして、事業費が確定したことによります議案の上程ということでございますので、よろしくお願いいたします。

では、議案第62号 財産の取得及び処分の変更について（家畜保護施設）。

令和6年12月20日議案第143号にて議決を得た財産の取得及び処分について、次のとおり変更したいので、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

1、変更の理由、市補助金及び建設利息の確定による減額。

2、財産の取得及び処分の変更金額、現額77万6,200円、変更前5,913万5,000円、変更後5,835万8,800円。

3、取得及び処分する財産の種類、肥育牛舎、家畜保護施設であります。

4番から次の8番までにつきましては変更がございませんので、説明は省略させていただきます。
現在こちらの肥育牛舎につきましては完成をいたしました。

あと舗装工事を残すのみとなっておりますが、こちら降雪の関係がありまして、今ちょっと見合
わせておりますけども、今後問題なく実施をされまして、期限内に農家に引き渡されるということ
で予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（森藤文男） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第63号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程66、議案第63号 工事請負契約の締結について（林道川干線施設災害復旧
工事）を議題といたします。

説明を求めます。

三輪建設部長。

○建設部長（三輪幸司） 議案第63号をお願いいたします。

議案第63号 工事請負契約の締結について（林道川干線施設災害復旧工事）。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又
は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

1つ目の契約の目的でございますが、林道川干線施設災害復旧工事。

2、契約の方法、一般競争入札によるものでございます。

3の契約金額でございますが、1億5,422万円でございます。

4の契約の相手方につきましては、郡上市美並町上田90番地18、株式会社水口建設、代表取締役、
水口俊明。

5の工事場所につきましては、郡上市美並町高砂地内でございます。

6の工事概要につきましては、土木工事一式でございます。

おめくりいただきまして、資料をお願いいたします。

ただいま説明しました内容と重複する部分以外につきまして御説明をいたします。

3の工期につきましては、令和8年3月27日までです。

6の工事概要でございます。

復旧延長は69メートル、土工は掘削工4,695立米、のり面整形工1,571平米、残土処理工4,460立

米でございます。

のり面保護工は、簡易のり枠工で2,957.7平米、取壊し工としましては、既設モルタル取壊しで30立米、準備工につきましては、伐採工一式でございます。

本件につきましては、一般会計補正予算（第3号）で、債務負担行為の議決をいただいております災害復旧工事でございます。

7の工事図面につきましては、別紙図面としまして資料を添付してございます。

次のページをお願いいたします。

位置図には工事の施工箇所を図示しております。

また、下の平面図でございますが、赤で網かけした部分が簡易のり枠工の施工箇所となっております。よろしくお願いいたします。

1枚おめくりをいただきますと、今回の入札の結果についての資料でございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第63号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第63号につきましては委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第63号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎報告第1号について（報告）

○議長（森藤文男） 日程67、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

説明を求めます。

三輪建設部長。

○建設部長（三輪幸司） 報告第1号をお願いいたします。

報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

おめくりいただきまして、専決第7号をお願いいたします。

専決第7号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は、令和7年1月30日です。

損害賠償による和解の内容でございます。

令和6年9月24日に発注した除雪ドーザの売払いにおいて、令和6年10月25日に見積りを執行し、落札者を相手方に決定したが、別の業者の見積書が期限内に届いていたことが判明し、金額を確認したところ、相手方の見積額より高額であることが判明した。

市は、示談により、下記金額で損害を賠償する。

損害賠償の相手方は記載のとおりで、損害賠償の額は27万5,000円でございます。

今後、このような案件が起こることのないよう、契約手続の事務処理の手順について再確認するとともに、複数の職員によるチェック体制の確立などにより、再発防止に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

○議長（森藤文男） 以上で報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告第1号の報告を終わります。

◎議報告第1号から議報告第3号までについて（報告）

○議長（森藤文男） 日程68、議報告第1号 諸般の報告について（議員派遣の報告）から、日程70、議報告第3号 諸般の報告について（定期監査の結果）までの3件を一括議題といたします。

議員派遣の報告、例月出納検査の結果、定期監査の結果の報告が、議員及び監査委員から別紙写しのとおり提出をされましたので、お目通しいただき報告に代えます。

2月18日までに受理をいたしました請願につきましては、お手元に配付した請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（森藤文男） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。どうもお疲れさまでございました。

（午後 3時00分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 山 田 智 志

郡上市議会議員 長 岡 文 男